

UEDA SHINKIN DISCLOSURE

# REPORT 2019



上田信用金庫

 上田信用金庫

## 経営理念

人とのふれあいを大切にし  
地域の繁栄に貢献する

## 経営方針

1. 顧客とのふれあいを通じ、地元の金融機関として特化浸透をはかる。
2. 知性と感性をみがいて、常に自己革新し、行動力の発揮により、多様化する顧客ニーズに対応する。
3. コミュニケーションとチームワークの強化により、打てば響く職場風土を醸成する。
4. 組織に弾力性と柔軟性をもたせ、環境の変化に対応する。
5. 健全経営により、適正な利益を確保し、会員・地域への還元と職員の裕かな生活環境の確立を目指す。

## コーポレートマーク



コーポレートマークは、上田信用金庫が激動する環境に柔軟に対応していく姿と地域やお客様とのふれあいを大切にするイメージを表しています。

円は、上田信用金庫の営業区域全体、円の中のUは「上田」&「YOU=あなた=お客様」、中心のSは「しんきん」&「佐久」をイメージするとともに、その営業区域を縦断する千曲川をシンボライズしています。

## 当金庫の概要

(2019年3月31日現在)

名称	上田信用金庫 (金融機関コード 1392)
本店所在地	〒386-0014 長野県上田市材木町1丁目17番12号 TEL 0268-22-6260
創立	1922年(大正11年)12月2日
店舗数	23店舗(店外を含むATMコーナー29カ所)
会員数	18,941名
出資金	718百万円
常勤役員数	237名(役員6名、職員231名)
預金積金	251,789百万円
貸出金	118,935百万円
営業区域	上田市、東御市、小諸市、佐久市、千曲市、須坂市、長野市(旧上水内郡信州新町、戸隠村、鬼無里村、中条村ならびに更級郡大岡村を除く)、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、群馬県吾妻郡嬭恋村

## Contents

ごあいさつ	01
上田信用金庫は	02

第1章 上田信用金庫と地域社会	03
1. 2018年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境に対する取組み	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会制度	14
9. 不良債権への対応	16
10. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況	18
11. 金融円滑化に向けた取組み	21
12. 取引時確認の取組み	23
13. ガバナンス体制	24
14. リスク管理	26
15. 個人情報保護	28
16. 反社会的勢力に対する基本方針	29
17. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	30
18. お客様本位の業務運営に関する基本方針	32

第2章 主な業務のご案内	33
1. 主な業務・商品等のご案内	34
1. 預金業務のご案内	34
2. 融資業務のご案内	36
3. 各種サービスのご案内	38
2. 主な手数料のご案内	41
3. ATMお取扱時間別手数料	44
4. しんきんの機構	45
5. 店舗のご案内	46
6. 店舗網のご案内図	47
7. 信金中央金庫のご紹介	48

第3章 資料編	49
1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 剰余金処分計算書	53
4. 詳細資料	56

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧	75
--------------------------------	----



## ごあいさつ



理事長 小池 文彦

平素より、上田信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

地域の皆様に当金庫をより一層ご理解いただくため、当金庫の経営方針や平成30年度の事業内容をまとめたディスクロージャー誌「UEDA SHINKIN DISCLOSURE REPORT 2019」を作成いたしました。

平成30年度の日本経済は、政府による各種経済政策や先進国をはじめとした世界経済の拡大を背景に、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかながらも回復基調で推移して参りました。こうした流れを受けて、地方経済においても製造業を中心に受注増加や売上高の回復が見られ、緩やかながら景気回復が実感できる状況でありましたが、年度後半は、米国の保護主義的な通商政策に端を発する貿易摩擦のリスクが高まり、海外における政治情勢の不確実性により先行きは不透明な状況となっております。

当金庫の主要な営業区域であります東信地域においては、製造業が一部で好調に推移し、設備投資需要は回復基調にあるものの、少子高齢化や人口減少、若者の地域外流出などで人手不足が深刻化しつつあり、また、経済のグローバル化による社会構造の変化への対応や米中貿易摩擦の影響など、多くの難しい課題を抱えており、全般的には力強い景気回復が感じられない状況にあります。

このような情勢下で、当金庫は、地域に根差した個人および中小企業専門の地域金融機関の使命として、中小企業のライフステージに対応した積極的な融資支援やサポート態勢を強化し、営業店と専門部署とが一体となり、お取引先の課題解決のため外部機関との連携によるコンサルティング機能の発揮や、産学官金連携、創業・第二創業支援、地域再生・成長分野への支援活動を強化してまいりました。さらに、地方自治体の地方版総合戦略による地域活性化への協調態勢として締結した連携協定のもと、支援活動を継続しているところであります。

今こそ、地域を熟知した役職員が一丸となり、地域活性化に向けてその力を最大限に発揮すべき時であり、平成30年度からスタートした『上田しんきん「共創力」発揮3カ年計画』に掲げた、「地域やお客様を支え、共に発展を目指し、豊かな地域の未来を創り上げる（共創）」の基本戦略を実現するため、独自性の発揮、安心できる上田信用金庫、これからの金融機関に求められる人材像を目指し、上田信用金庫の総力を結集して、法令等遵守・リスク管理態勢の一層の強化を図ると共に、積極的に地域やお客様の課題解決へのサポート活動を強化し、地域の「成長・発展」等に向けて取り組むことで、地域の持続的発展に貢献してまいり所存であります。

皆様方の更なるご発展とご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和元年7月  
理事長

A handwritten signature in black ink, reading '小池文彦' (Koike Masahiko).

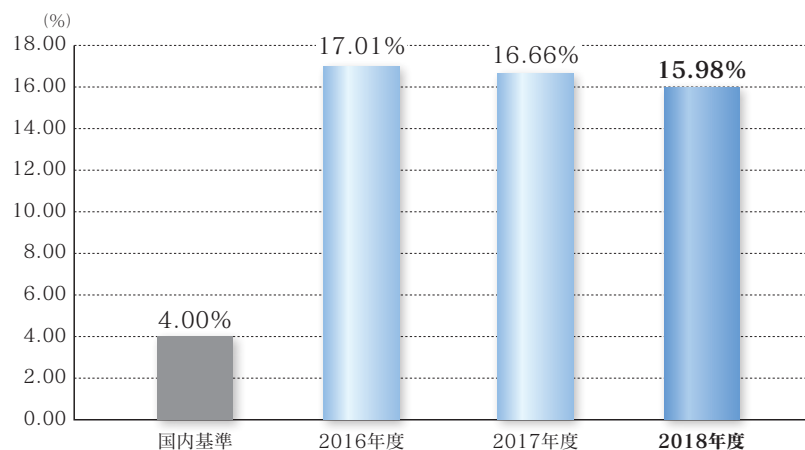
# 上田信用金庫は…

## その1 自己資本比率は国内基準を大きく上回っています。

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標です。当金庫の自己資本比率は、15.98%と国内基準の4%を大きく上回っております。

今後も、堅実経営に徹し、自己資本の充実に努め、お客様の信頼を第一に安心してご利用いただける地域金融機関を目指して参ります。

自己資本比率の推移



## その2 リスク管理債権への適切な対処ができています。

回収が難しいかもしれないと心配される金額をはるかに上回る自己資本が十分に蓄積されています。

上田しんきんの2019年3月末のリスク管理債権は、6,002百万円です。(内訳は、別表参照)

この内、特に問題になる破綻先債権と延滞債権の総額5,930百万円に対しては、不動産・預金等の担保や保証機関の保証などにより、2,808百万円が保全されております。また、3ヵ月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権に対しては、18百万円が保全されております。

なお、リスク管理債権の総額6,002百万円と保全額2,826百万円の差額3,175百万円に対しては、貸倒引当金として1,605百万円を引当してあり、残る1,570百万円がもし全額回収不能となりましても、自己資本は、17,333百万円と十分に蓄積されておりますのでご心配ありません。

今後も、さらなる経営管理体制の充実を図り、リスク管理を徹底し、いかなる時も皆様に安心していただける健全な経営をめざします。

### リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高		担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	2017年度	36	34	2	100.00
	2018年度	59	52	6	100.00
延滞債権	2017年度	6,187	2,881	1,817	75.94
	2018年度	5,871	2,755	1,593	74.07
3ヵ月以上延滞債権	2017年度	43	37	3	91.96
	2018年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2017年度	98	20	7	27.80
	2018年度	71	18	5	32.67
合計	2017年度	6,366	2,972	1,830	75.45
	2018年度	6,002	2,826	1,605	73.83





丸子支店

## 第1章 上田信用金庫と 地域社会



小諸支店



城南支店

1. 2018年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境方針に対する取組み	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会制度	14
9. 不良債権への対応	16
10. 中小企業の経営の改善及び 地域活性化のための取組状況	18

11. 金融円滑化に向けた取組み	21
12. 取引時確認の取組み	23
13. ガバナンス体制	24
14. リスク管理	26
15. 個人情報の保護	28
16. 反社会的勢力に対する基本方針	29
17. 当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	30
18. お客様本位の業務運営に関する基本方針	32

# 1. 2018年度しんきんの事業概要

## 1. 当金庫の現況

### ■預金

預金は前期比末残で35億円(1.42%)増加し2,517億円となりました。内訳は普通預金を中心とした流動性預金が70億円増加し、定期性預金が34億円減少しました。また、お取引先別では、個人のおお客様の預金が31億円、法人預金が2億円、公金等預金は1億円それぞれ増加しました。

### ■貸出金

貸出金は前期比末残で66億円(5.88%)増加し1,189億円となりました。内訳は個人向けが住宅ローンを中心に7億円、事業向けが44億円、地方公共団体向けが14億円それぞれ増加しました。

### ■収益

収益面では、有価証券利息配当金収益は増加したものの、利回りの低下により貸出金利息・預け金利息が減少し、資金運用収益は前期比4百万円減少しました。なお、債券・株式の有価証券売却益が前期比減少したこと等により、経常収益は86百万円減少の38億円となりました。

費用面では、預金利回りの低下により資金調達費用が15百万円、国債等の債券の売却損が20百万円減少し、経費項目の物件費が固定資産費等の削減により36百万円、不良債権処理費用が24百万円減少したこと等により、経常費用は前期比101百万円減少して32億円となりました。

以上により、当期の経常利益は15百万円増加し569百万円、法人税等調整額の計上額が増加したこと、減損損失を計上したこと等で当期純利益は38百万円減少して428百万円となりました。

当期末の信用金庫法に基づく不良債権比率は5.04%、金融再生法に基づく不良債権比率は5.04%と一桁台を維持しております。また、健全性の指標である自己資本比率は、15.98%と国内基準の4%を大きく上回る水準となっております。

### ■対処すべき課題等

わが国では、他国に例を見ない少子高齢化の急速な進行により人口が減少しており、特に信用金庫の主要なお取引先である中小企業においては、慢性的な人手不足、経営者の高齢化・後継者不足など様々な課題に直面しております。

当金庫の事業区域であります東信地域も例外ではなく、金庫経営の基盤である地域の人口と事業所数が減少しつつあり、当金庫の課題に止まらず地域全体における重要課題の一つとなっています。

この困難な課題に対処するため、改めて信用金庫の原点に立ち返り、「中小企業の健全な発展」、「豊かな国民生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」の信用金庫の3つのビジョンの実現を目指し、当金庫の社会的使命である地域の繁栄に貢献して参ります。

## 2. 主な経営指標

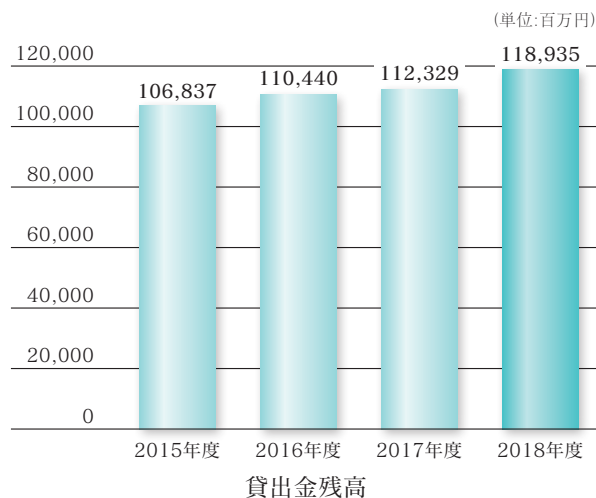
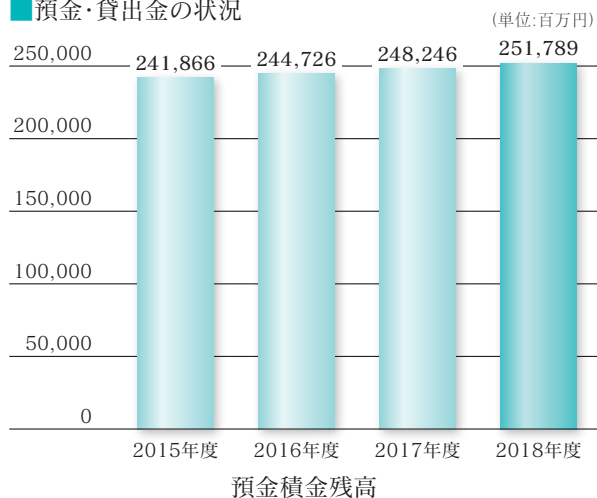
最近5年間の主要な経営指標の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	4,000,802千円	4,143,460千円	3,881,114千円	3,949,520千円	3,863,091千円
経常利益(又は経常損失(△))	356,203千円	488,887千円	450,743千円	554,041千円	569,371千円
当期純利益(又は当期純損失(△))	354,822千円	482,856千円	631,637千円	467,465千円	428,942千円
出資総額	708百万円	706百万円	712百万円	716百万円	718百万円
出資総口数	1,417千口	1,412千口	1,425千口	1,433千口	1,437千口
純資産額	17,195百万円	17,697百万円	17,812百万円	18,120百万円	18,730百万円
総資産額	256,230百万円	262,113百万円	265,523百万円	269,205百万円	275,568百万円
預金積金残高	236,373百万円	241,866百万円	244,726百万円	248,246百万円	251,789百万円
貸出金残高	105,278百万円	106,837百万円	110,440百万円	112,329百万円	118,935百万円
有価証券残高	95,918百万円	94,572百万円	93,350百万円	93,902百万円	96,393百万円
単体自己資本比率	17.11%	17.06%	17.01%	16.66%	15.98%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	28,172,534円 (19.87円)	14,050,652円 (9.94円)	21,242,638円 (14.89円)	14,250,393円 (9.94円)	14,323,702円 (9.96円)
役員数	11人	11人	11人	11人	10人
うち常勤役員数	7人	7人	7人	7人	6人
職員数	235人	240人	240人	232人	231人
会員数	18,451人	18,479人	18,703人	18,885人	18,941人

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

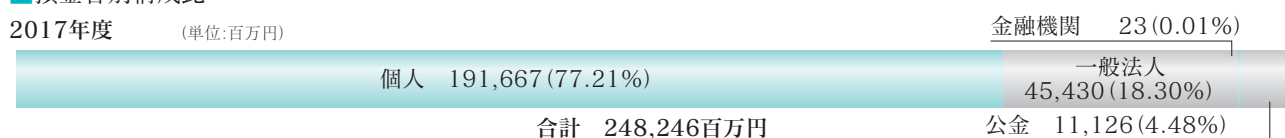
### 3. 業績ハイライト

#### ■ 預金・貸出金の状況

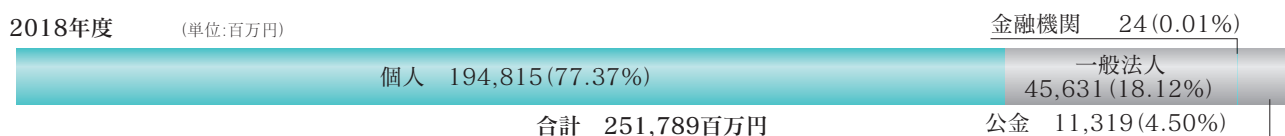


#### ■ 預金者別構成比

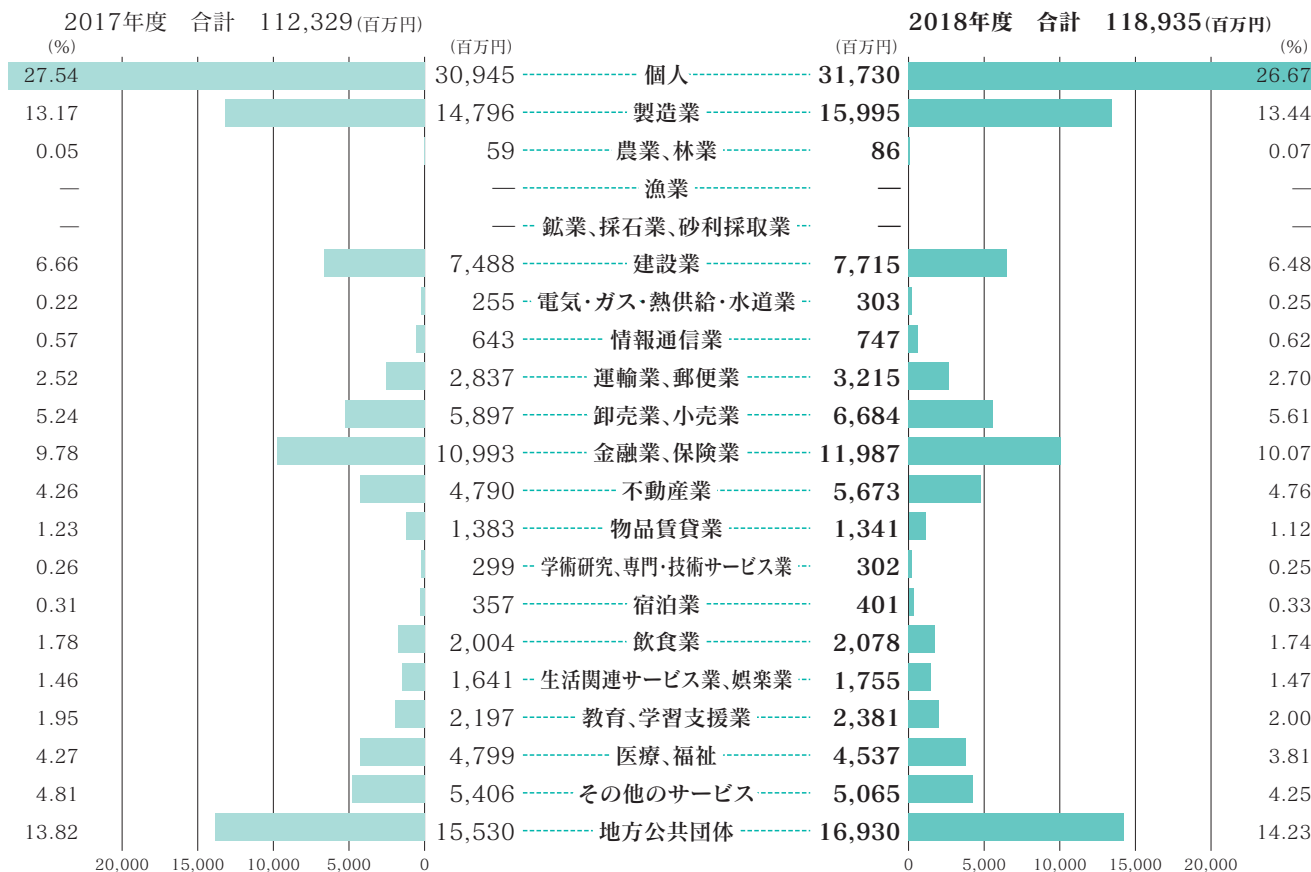
2017年度 (単位:百万円)



2018年度 (単位:百万円)



#### ■ 貸出先別構成比





## 2. しんきんと地域社会 ～地域社会の再生・活性化をめざして～

### 地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東信地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的繁栄に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域の皆様  
各会員の皆様

#### 1 会員の皆様からの 出資金

718百万円 会員数:18,941名

#### 2 地域の皆様からの ご預金

251,789百万円

お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を、安全・確実・お気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう、各種預金を取り揃えております。

#### 3 上田しんきん

常勤役員数:237名  
店舗数:23店舗

各種計数は2019年3月末の実績値です。



## 新長期経営計画

### 『上田しんきん「共創力」発揮3カ年計画』 ～豊かな地域の未来を地域と共に創り上げる 信用金庫を目指して～

計画期間 2018年(平成30年)4月～  
2021年(令和3年)3月(3カ年)

2018年度よりスタートした3カ年経営計画では、当金庫の創立100周年に向けた長期ビジョン“明るいしんきん”の確立に向けた第3ステージとして、第2ステージの理念であった“つなぐ力”を引き続き発揮しながら、当金庫の独自性・強みを活かし、地域やお客様と共に豊かな地域の未来を創り上げる(共創)ことを目指します。法令等遵守・リスク管理態勢の一層の強化を図るとともに、事業性評価による課題解決支援やお客様の豊かな生活の実現に努め、「地方創生」に積極的に参画することにより地域の活性化に向けて取り組み、金庫はもとより地域の持続的な発展に貢献してまいります。

## 6 地域のお客様へのご融資

118,935百万円

預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

## 5 各種支援・サービス 地域貢献・社会貢献

地域企業の経営者や後継者を中心とした「上田しんきん経営塾21」、「しんきん年金信和会」等を通じて、地域の皆様の発展と繁栄のお手伝いをしてまいります。

## 4 その他の資産運用

有価証券: 96,393百万円

預け金: 50,179百万円

## 計画理念

信用金庫の原点である「相互扶助」の精神の下、当金庫の独自性・強みを活かしながら、地域やお客様を支え、共に発展を目指し、豊かな地域の未来を創り上げることを目指します。

## 基本方針

計画理念を具現化するため、当金庫が目指すべき4つの方向性を掲げました。

1. 独自性・強みの深化×進化を目指す。  
—他の金融機関にはできないことをやる—
2. 安心できる上田信用金庫を目指す。  
—地元・お客様第一の経営のための強固な経営基盤—
3. これからの金融機関に求められる人材像を目指す。  
—地域・お客様の課題解決力—
4. 上田信用金庫の総力の結集。  
—各部門が保有する能力の有機的結合による生産性の向上—

## 具体的方策

### 1. 独自性・強みの深化×進化

- ① 地域や取引先との長期的な信頼関係の構築
- ② 地元の深掘りによる小口先開拓強化とリスクテイクによる貸出強化
- ③ 非金利価値の提供
- ④ 信用金庫のネットワークを活かした活動強化

### 2. 安心できる上田信用金庫

- ① 顧客取引基盤の強化・拡大
- ② 店舗運営の効率化策の実施
- ③ 安定した収益確保
- ④ 顧客保護態勢の強化
- ⑤ システムの安定性・安全性の保持とサイバーセキュリティ対策の強化

### 3. 求められる人材像

- ① 金庫内専門部署との連携による目利き力向上
- ② 外部専門機関との協働による課題解決力の底上げ

### 4. 上田信用金庫の総力の結集

- ① 地域活性化へのコミット
- ② 地域情報の収集強化
- ③ 働き方改革の推進

## イチマル(10%)アップ運動の実施

お客様の満足度を高めることによって取引の拡大・深耕を図るとともに、コスト抑制による経営効率と収益力の強化を推進しています。

(推進項目)

- ① 顧客満足度の向上による取引顧客の増加
- ② 収益の増加と費用の低減
- ③ 事務管理の向上による効率化

## 3. トピックス 2018～2019

### 【新商品・サービスの取扱い】

#### 「地域の魅力再発見!!懸賞品付定期預金」キャンペーンの実施(利根郡信用金庫との業務提携企画) 2018年6月1日～2018年9月28日

群馬県の温泉宿泊券や名産品が当たる懸賞品付定期預金キャンペーンを実施しました。

また、契約者全員の方に『地域の魅力再発見 オリジナルナンバー付きメモ帳』をプレゼントしました。

#### フコクしんらい生命「ハローキティの定期保険」の取扱い開始 2018年9月3日～

死亡保険金と高度障害保険金を保障内容とする定期保険で、2018年9月より取扱いを開始しました。

#### 「無担保住宅ローン」の取扱い開始 2018年11月15日～

住宅の新築・購入・増改築・リフォーム・他金融機関からの借換・住宅購入に伴う諸費用支払いに対応しています。

#### 「地域の魅力再発見!!懸賞品付定期預金」キャンペーンの実施(利根郡信用金庫との業務提携企画) 2018年12月3日～2019年1月31日

群馬県の温泉宿泊券や名産品が当たる懸賞品付定期預金キャンペーンを実施しました。

また、契約者全員の方に『オリジナルマスクセット(マスクケース付)』をプレゼントしました。

#### 「教育カードローン」キャンペーンの実施 2018年12月3日～2019年6月28日

教育資金の柔軟なご利用を促進するために、キャンペーン期間中の取扱金利引き下げを実施しました。

#### 会員優待定期預金の取扱い 2019年1月4日～2019年12月30日

当金庫出資会員のお客様限定で、特別金利定期預金の取扱いを行っております。

#### マイカーローンキャンペーンの実施 2019年2月1日～2019年9月30日

2019年9月30日まで、当金庫と連携協定を締結している信州大学繊維学部の学生の「ハナサカ軍手プロジェクト」が製作した『デザイン軍手』を契約者全員の方に進呈するキャンペーンを実施しております。

#### 「健康長寿応援」特別金利定期預金の取扱い 2019年3月1日～2019年5月31日

3月9日「佐久市民の日」を記念し「健康長寿応援」特別金利定期預金の取扱いを実施しました。

### 【地域支援活動状況】

#### セコム上信越(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2018年10月17日

当金庫とセコム上信越(株)はそれぞれが保有する情報やノウハウ等を用いて、取引先から要望のあるセキュリティに関する業務のマッチング契約を締結しました。

#### 東信州次世代イノベーションセンターと包括的な業務連携協定を締結 2018年11月13日

当金庫を含む県内5つの金融機関(当金庫・商工組合中央金庫・長野銀行・長野県信用組合・八十二銀行)は東信州エリアの次世代産業の創出を目指し、東信州次世代イノベーションセンターと企業の販路開拓や資金調達で協力していく連携協定を締結しました。

#### (株)Origamiとビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2018年11月15日

当金庫と(株)OrigamiはスマートフォンやQRコードを活用した決済、キャッシュレス決済の推進と顧客のメイン化推進を目的として協定を締結しました。

#### (株)トランビとビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2018年11月21日

当金庫と(株)トランビは取引先のM&A・事業承継支援として、ネットでのマッチングを推進していく協定を締結しました。

#### (株)マクアケとビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2018年12月7日

当金庫と(株)マクアケは取引先の資金調達、新事業のテストマーケティング支援などを主目的としたクラウドファンディングに関するビジネスマッチング契約(業務提携)を締結しました。



### 東京中小企業投資育成(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2018年12月17日

同社は政府系の機関であり、当金庫と同社は取引先の株式に関する支援、出資、事業承継相談に対応していくことを目的として、ビジネスマッチング契約(業務提携)を締結しました。

### アンドビズ(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2019年1月17日

当金庫とアンドビズ(株)は取引先のM&A・事業承継支援として、ネットでのマッチングを推進していく協定を締結しました。

### 三井住友ファイナンスリース(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2019年1月17日

当金庫と三井住友ファイナンスリース(株)は三井住友グループを活用し、取引先の中古物件の売買とマッチング支援を推進していく協定を締結しました。

### ホスピタルサプライジャパン(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2019年1月17日

当金庫とホスピタルサプライジャパン(株)は三井住友グループを活用し、取引先の中古医療器の売買とマッチング支援を推進していく協定を締結しました。

### 芙蓉総合リース(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2019年1月23日

当金庫と芙蓉総合リース(株)は芙蓉グループを活用し、取引先の中古物件を含めたリース支援を推進していく協定を締結しました。

### READYFOR(株)とビジネスマッチング契約(業務提携)の協定を締結 2019年2月4日

当金庫とREADYFOR(株)は、地方自治体や公共性の高い機関の資金調達に対応することを主目的とした寄付型クラウドファンディングに関する協定を締結しました。

### 青木村との地域活性化の連携事業を推進

当金庫と青木村は連携協定を締結しており、青木村の地域自然エネルギー事業(水力・風力・太陽光エネルギー複合発電装置の試作機開発)・青木村の事業者を対象とした補助金説明会・青木村出身の五島慶太の生家保存を目的としたクラウドファンディング事業などに連携して推進をしています。

### 日本政策金融公庫との協調融資商品を開発

当金庫と日本政策金融公庫は包括的な業務連携を締結しており、地域経済の活性化を図るため、『個人事業者・中小企業者・農林水産事業者の幅広い(=ブロード・「broad」)事業資金を協調して支援する新しい融資商品』を開発しました。

### 長野大学の知財活用プロジェクトに参加

当金庫と長野大学は、地域の産業の振興や文化の発展に貢献することを目的に連携協定を締結しており、開放特許を活用した商品開発や新ビジネス創出を目指したプロジェクトに参加協力をしています。

### 小諸商業高等学校への出前授業を実施

当金庫と小諸商業高等学校は、生徒が将来地域で活躍できる地域社会人として成長するための人材育成に連携して取り組み、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とした連携協定を締結しており、2018年度は6回の出前授業を実施しました。



### 上田しんきん経営塾21

地域企業の経営者や後継者同士が語り合い技術・技能・人材等の向上を目指し『今何をすべきか』を考える会を発足し、今年度はコンサルタント会社、インクグロウ(株)によるセミナーを3回実施したほか、MANABI外語学院と(株)ELGによる外国人材採用に関するセミナー、長野大学教授を招聘して夏季特別セミナーと交流会、経済評論家の岩本沙弓氏を招聘して新春特別セミナーと交流会を開催しました。また、先進企業の視察研修として「2018よい仕事おこしフェア」「JAMSTEC(海洋研究開発機構)」へ視察をするなど、取引先企業の一層の支援に取り組んでいます。



### 上田地域産業展2018へ出展 2018年10月26日～27日

上田地域産業展へ当金庫ブースを出展し、起業家支援として創業・新事業資金・各種個人ローン等のPR並びに相談会を行いました。



## 中小企業景気動向レポート

アンケート方式によるデータの集約により、当金庫の窓口から見た東信地区の経済の動向について「中小企業景気動向レポート」を編集し、身近な情報誌として年4回発行しています。



## 交通安全黄色いハンカチの贈呈 2019年3月

県下6しんきん共同により、地域の新入学児童全員に「交通安全黄色いハンカチ（お見舞い金制度付）」を贈呈しました。

## 献血活動

2018年6月13日

信用金庫の日（6月15日）にちなみ、当金庫役職員23名が献血活動に参加しました。



## 金融教育プログラム

2018年8月2日

地元の子供たちに、「金融の基礎知識やお金の大切さ」を学んでもらうために金融教育プログラムを実施しました。

当日、小学3年～6年生25名が、「お金に関するクイズ」「お金の役割と信用金庫・銀行の役割」「お金の使い方」「おこづかい帳のつけ方」「本部・本店の見学」「1億円の重さ」について受講・体験しました。



## 店舗合同年金旅行の開催

上田信用金庫の外郭団体の、年金信和会の会員の皆様の親睦を深めるために、店舗合同の年金旅行を開催しました。

- 2018年度 上小店舗合同旅行  
日時 2018年5月17日～5月18日  
行先 千葉・神奈川方面（成田山・横須賀軍港めぐりなど）
- 2018年度 小諸・佐久店舗合同旅行  
日時 2018年10月18日～10月19日  
行先 千葉・神奈川方面（成田山・横須賀軍港めぐりなど）

## しんきんふれあい講演会

会員をはじめとするお客様の親睦を深めるために、上小地区店舗合同、小諸・佐久地区店舗合同で講演会を開催しました。

- 2018年度 上小地区講演会  
日時 2018年9月14日  
講師 立川談四楼さん  
演題 「泣き笑い人生シャレのち曇り」
- 2018年度 小諸・佐久地区講演会  
日時 2018年11月8日  
講師 立川談四楼さん  
演題 「泣き笑い人生シャレのち曇り」



## 文化活動

ギャラリー・イベントホールの開放により、講演会・音楽会・絵画作品発表等の場所として地元の皆さんにご利用いただき、地元・地域への文化芸術活動の発展のため、地域に根差した活動を応援しています。

## 地域の各種イベントへ参加

東信地域の各種イベントに参加いたしました。

- 7月21日 上田祇園祭、田中祇園祭
- 8月4日 丸子ドドンコ、小諸ドカンショ
- 8月12日 塩田花市、丸子花市
- 8月25日 川辺町どんとこい祭、ふれあい広場inこいずみ

※例年参加する上田わっしょい、東御雷電まつり、御代田龍神まつり（7月28日開催予定）は台風の影響により中止となりました。





## 4. しんきんローンセンター

本店営業店・川原柳支店内の「ローンセンター上田」と、和田森支店内の「ローンセンター佐久」では、仕事帰りや休日にお気軽にご来店いただき、ローンのご相談をワンストップでお受けできる相談窓口を開設しております。



- ★ どれくらい借りられるのかじっくり相談をしたい方
- ★ 平日は、仕事でローンの相談にいけない方
- ★ 住宅のこと、車のこと、子どもの将来のことなど、まとめて相談したい方

ご自宅の新築・購入・リフォーム、他の金融機関でお借り入れされた住宅ローンのお借り換え、マイカー・結婚・お子様の進学など、様々な資金についてご相談下さい。

専任のアドバイザーがお客様のローンニーズにお応えするため、最適なお提案をさせていただきます。

ローンセンター上田とローンセンター佐久の2ヶ所がありますので、お近くのローンセンターにお気軽にお越しください。

キッズスペースもございますので、お子様と一緒にご来店ください。

平日は夜7:00まで、土・日も5:00まで営業し、お客様のご来店を心からお待ちしております。(定休日:毎週水曜日・土日以外の祝日)

## 5. 年金相談

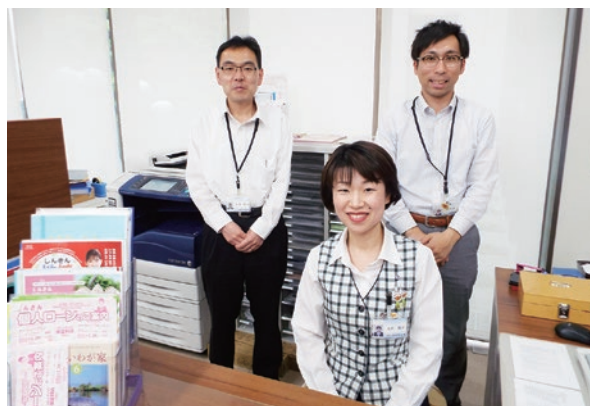
- ★ 年金受取りについての必要書類が知りたい方
- ★ 自分の年金の受取金額が知りたい方
- ★ 勤めながら年金を受け取りたい方

お近くのしんきんの窓口で、年金相談(無料)を定期的で開催しております。

年金の専門家である社会保険労務士が、お客様の年金に関するさまざまな疑問・ご相談等にお応えするほか、年金の請求手続きも行っております。

社会保険労務士による年金相談会(無料)については、各本支店ごとに開催日が決まっておりますので、年金に関するご相談を希望される方は、お気軽に最寄りの店舗へお問い合わせのうえ、ご予約をお願い致します。

### しんきんローンセンター 上田



本店営業店・川原柳支店内  
ローンセンター上田併設

### しんきんローンセンター 佐久



和田森支店内  
ローンセンター佐久併設

なお、年金相談の日程については、ホームページにおいてもご確認いただけます。

年金を当金庫でお受け取りいただいている方へは、「お誕生日プレゼント」や、当金庫で年金を受け取っていただくお客様を紹介していただいた方へもすてきなプレゼントをご用意しております。





## 6. 環境に対する取組み

### 上田信用金庫 環境方針

上田信用金庫は、緑豊かで自然に恵まれた信州の地域金融機関として「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」という経営理念に基づき行動すると共に、環境問題への取組みを重要な事業活動と捉え、以下の環境方針を制定します。

1. 事業活動において関連する環境の法規制、条例、および当金庫が同意する協定等を順守し、地球環境の保全、環境汚染の予防に努めます。
2. 事業活動を通じ省資源・省エネルギーに努め、環境対応型商品の開発・推進ならびに情報提供による地域・会員・お客様への環境問題対応のご支援をめざします。
3. 経営理念・環境方針に基づき、環境目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを推進します。  
また、環境目的・目標は定期的に見直しを行い、環境問題への取組みの継続的な改善に努めます。
4. この環境方針順守のため、本方針の全職員への徹底と教育に努めます。

上記当金庫環境方針は、内外に公開します。

### クールビズ・ウォームビズの実施

CO<sub>2</sub>の排出を抑制するため、全営業店の冷房時の温度を28度、暖房時の温度を20度に設定させていただいております。

それに伴い職員の服装も、夏は半袖・ノーネクタイ、冬はカーディガン等を着用させていただいております。何とぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。



### 環境配慮型総合口座通帳

CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止に貢献するとともに、加齢などにより視力が低下した方や色弱者の方にも配慮した「カラーユニバーサルデザイン」の考え方による総合口座通帳を取扱っております。



### 環境融資商品

商 品 名	金利優遇	優 遇 対 象
カーライフプラン・エコ	0.12% 金利優遇	エコカー減税対象車をはじめ、ハイブリッド車や電気自動車など低公害車を購入する場合
新リフォームローン (エコ関連設備用)	0.22% 金利優遇	エコ関連設備(太陽光発電システム、エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、エコウィル、エネファーム)の購入設置にかかるリフォーム資金
新リフォームローン (個人向け産業用太陽光発電システム 購入資金)		個人で産業用太陽光発電(売電)システムを購入する場合、および付帯工事を行う場合
住宅ローン	0.05% 金利優遇	太陽光発電システム、CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ガスエンジン給湯機(エコウィル)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)など環境に配慮した住宅設備をする場合

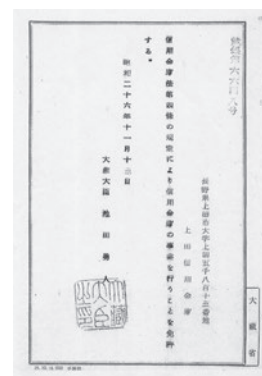
### 店週の清掃活動

毎月1回、全店にて店週の清掃活動を実施しています。



## 7. 当金庫のあゆみ

1922年（大正11年）12月	産業組合法に基づき、「有限責任上田市信用組合設立」（旧上田市役所の一室にて開業）
1925年（大正14年）12月	本店事務局を原町1丁目（旧本店）に移転
1942年（昭和17年）11月	駅前支店開設（当金庫最初の支店）
1951年（昭和26年）11月	信用金庫法に基づき、「上田信用金庫」に改組
1952年（昭和27年）12月	岩村田支店開設（佐久地区最初の支店）
1969年（昭和44年）2月	本店新築移転（上田市原町）
1978年（昭和53年）10月	預金総合オンライン稼働
1984年（昭和59年）11月	融資オンライン稼働
1986年（昭和61年）12月	預金総額1,000億円達成
1996年（平成8年）6月	新営業店システム稼働
1996年（平成8年）11月	預金総額2,000億円達成
1999年（平成11年）5月	本店移転新築（上田市材木町）
2002年（平成14年）8月	上田商工信用組合の事業の一部譲受
2005年（平成17年）10月	勘定系システムを「信金東京共同センター」に移行
2009年（平成21年）2月	店外ATM「軽井沢町役場出張所」オープン
2010年（平成22年）4月	八十二銀行とのATM無料相互利用サービス「ぐるっと信州ネット」取扱開始
2010年（平成22年）10月	しんきんローンセンターを本店営業店内に開設
2011年（平成23年）8月	全職員が、「認知症サポーター」の資格取得
2012年（平成24年）12月	「経営革新等支援機関」の認定取得
2013年（平成25年）2月	「でんさいネット」サービスの取扱開始
2013年（平成25年）5月	信州大学繊維学部との連携に関する協定書に調印
2013年（平成25年）10月	しんきんローンセンター佐久を和田森支店内に開設
2013年（平成25年）12月	上田市産学官連携施設「浅間リサーチエクステンションセンター」（AREC）との連携協定を締結
2015年（平成27年）4月	利根郡信用金庫（群馬県沼田市）と業務提携に関する覚書を締結
2015年（平成27年）7月	上越信用金庫（新潟県上越市）と業務提携に関する覚書を締結
2015年（平成27年）7月	日本政策金融公庫との業務提携を締結
2016年（平成28年）5月	信州大学繊維学部との業務連携を締結
2016年（平成28年）7月	商工組合中央金庫との業務連携を締結
2017年（平成29年）3月	青木村との地方創生に向けた連携協定の締結
2017年（平成29年）10月	長野大学との連携協定を締結
2018年（平成30年）3月	小諸商業高等学校との連携協定を締結
2018年（平成30年）10月	セコム上信越(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2018年（平成30年）11月	東信州次世代イノベーションセンターと包括的な業務連携協定を締結
2018年（平成30年）11月	(株)Origamiとビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2018年（平成30年）11月	(株)トランビとビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2018年（平成30年）12月	(株)マクアケとビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2018年（平成30年）12月	東京中小企業投資育成（株）とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2019年（平成31年）1月	アンドビズ(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2019年（平成31年）1月	三井住友ファイナンスリース(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2019年（平成31年）1月	ホスピタルサブライジャパン(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2019年（平成31年）1月	芙蓉総合リース(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結
2019年（平成31年）2月	READYFOR(株)とビジネスマッチング契約（業務提携）を締結



上田信用金庫に改組したときの  
事業許可免許  
(大蔵大臣 池田勇人)



旧本店（昭和44年2月移転）



現在の本店（平成11年5月新築）

## 8. 総代会制度

### 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

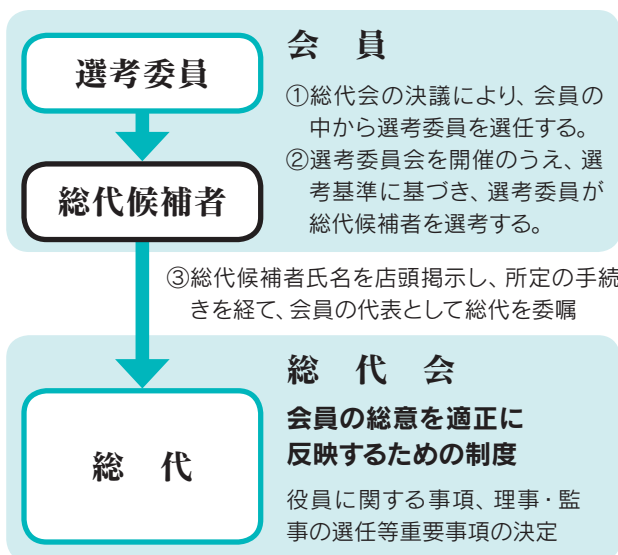
この総代会は、決算、取次業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

### 総代会は、会員一人ひとりの意見を反映するための制度です



### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められております。

#### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

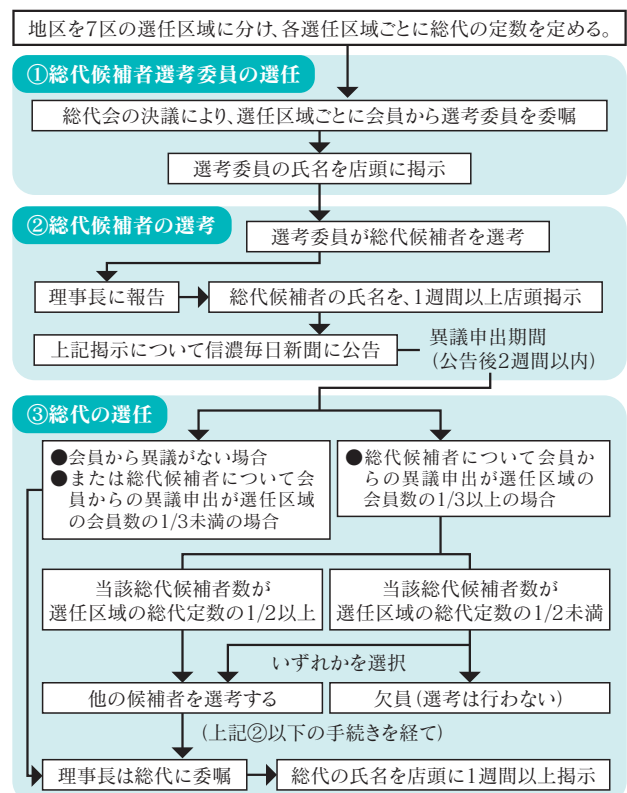
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

#### (注) 総代候補者の選考基準

- ① 資格要件
  - 当金庫の会員であること
  - 就任時点で満80歳を超えていないこと
- ② 適格要件
  - 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
  - 広く会員の意見を取り上げ、良識をもって正しい判断ができる方
  - 誠実かつ人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解し、当金庫の発展に寄与できる方
  - その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

### 総代が選任されるまでの手続きについて





## 第98期通常総代会の決議事項

2019年6月21日開催の第98期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認、決議されました。

### ①報告事項

第98期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)  
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

### ②決議事項

第1号議案 第98期剰余金処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 会員除名の件



## 選任区域別総代名簿

2019年6月末日現在 95名(敬称略・順不同)

選任区域 (総代数)	総代氏名
第1区(18名) 南佐久郡、 佐久市地区	阿部 眞一④ 飯田 進一④ 市川 章人② 市川 好子① 金沢 秀典① 佐々木正行⑤ 篠澤 一平⑧ 澤井 祐二⑥ 土屋今朝三② 土屋 良市④ 友野 正二⑤ 内藤 毅⑩ 春原 晃夫② 丸山悦二郎① 森角 忠① 柳澤 秀樹② 依田 方伯⑪ 橘倉酒造 株式会社⑤
第2区(10名) 御代田町、 軽井沢町地区	上原 清隆⑧ 大井 康史① 尾基 恒男④ 柏木 昭憲④ 金井 光生① 甲田 正昭① 白山與志雄⑥ 関口 和生⑩ 土屋 一男③ 土屋 圭市③
第3区(10名) 小諸市、旧北佐久 4町村地区	池田 克男② 井出 隆信② 木崎 秀臣① 小林 政利⑧ 佐々木政弘③ 丸山 義幸① 美齊津 明⑤ 持田 勉② 森澤 正良① 渡辺 稔①
第4区(14名) 東御市、旧丸子 町、長和町地区	岩崎 達夫① 内山 三男⑤ 久保山 修⑥ 小林 和夫② 桜井 繁⑧ 下村 正志① 滝澤 光次④ 田島 俊明⑥ 田村 英幸④ 中山 芳一① 中山 良人③ 花岡かつ子① 松山 三二⑨ 依田 敏彦⑥
第5区(15名) 上田市東部、 旧真田町地区	市川 光則④ 一之瀬 治② 出田 行徳① 木島 善雄④ 倉島 紀六④ 甲田 尚也① 小柳 繁弘⑤ 鈴木 哲① 龍野 彰宏⑧ 内藤 努② 羽田 直巳④ 肥田野秀知⑩ 別府 牧雄① 細谷 光雄⑥ 松澤 一志⑤
第6区(14名) 上田市 中西部地区	飯島 俊勝⑨ 北村 豊① 久保美奈子② 桑原 茂実② 小林 竜朗① 佐藤 修一⑧ 滝澤 将生③ 田中 健一③ 手塚 克巳⑨ 長井 哲朗② 宮下 和夫① 母袋 卓郎② 山崎 一男⑤ 若林 健⑧
第7区(14名) 上田市川西、 青木村地区	工藤 武和④ 窪田 秀徳⑥ 五味 香② 酒井 喜雄① 櫻井 政信⑥ 杉原 臣一② 竹内 強⑧ 早川 文広② 樋口 健三② 松崎 照二⑧ 松澤 庄次⑩ 宮澤 広一② 山岸巳津雄③ 株式会社 花屋ホテル⑨

※氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています

## 総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 92.6%、 個人事業主 4.2%、 個人 3.2%
年代別	70歳以上 50.6%、 60代 33.3%、 50代 11.8%、 40代 4.3%
業種別	製造業 36.9%、 建設業 12.6%、 卸・小売業 12.6%、 サービス業 30.5%、 その他 7.4%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る

## 9. 不良債権への対応

### 自己査定とは

「自己査定」とは、「金融検査マニュアル」に基づき当金庫が定めた自己査定基準に基づいて、自らの資産の内容を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険度合に従って区分することを言います。

当金庫では、リスクをもつすべての資産を対象に自己査定を実施しており、お客様からの預金などが資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定しています。

### 債務者区分とは

別に定める自己査定抽出基準に基づく債務者について、下記基準により区分を行っております。

債務者区分		内容
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	その他要注意先	貸出条件や履行状況に問題がある先の他、業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先等、今後管理に注意を要する先
	要管理先	要注意先のうち、3カ月以上の延滞または貸出条件緩和を行った貸出金があり、今後管理を要する先
破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが経営難の状況にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
実質破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが不明な状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている先
破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生している先で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生法の申請、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先

### リスク管理債権の開示

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	2017年度	36	34	2	100.00
	2018年度	59	52	6	100.00
延滞債権	2017年度	6,187	2,881	1,817	75.94
	2018年度	5,871	2,755	1,593	74.07
3カ月以上延滞債権	2017年度	43	37	3	91.96
	2018年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2017年度	98	20	7	27.80
	2018年度	71	18	5	32.67
合計	2017年度	6,366	2,972	1,830	75.45
	2018年度	6,002	2,826	1,605	73.83

(注) 1. 上記開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

2. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3. 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

《用語の説明》

【破綻先債権】元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。①更生手続開始の申立てがあった債務者②再生手続開始の申立てがあった債務者③破産手続開始の申立てがあった債務者④特別清算開始の申立てがあった債務者⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

【延滞債権】未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。①上記「破綻先債権」に該当する貸出金②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

【3カ月以上延滞債権】元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

【貸出条件緩和債権】債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

## 金融再生法に基づく開示

## 金融再生法開示債権

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の 不良債権	2017年度	6,379	4,812	2,976	1,835	75.43	53.94	
	2018年度	6,015	4,440	2,830	1,609	73.81	50.54	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	2017年度	441	441	323	117	100.00	100.00
		2018年度	585	585	531	54	100.00	100.00
	危険債権	2017年度	5,796	4,303	2,595	1,708	74.24	53.36
		2018年度	5,358	3,831	2,281	1,550	71.50	50.37
	要管理債権	2017年度	141	67	57	10	47.57	12.16
		2018年度	71	23	18	5	32.67	9.97
正常債権	2017年度	106,177						
	2018年度	113,125						
合 計	2017年度	112,557						
	2018年度	119,140						

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## 《用語の説明》

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

【要管理債権】「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

【正常債権】債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。





# 10. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況

## 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、「中小企業の経営改善」に向けた積極的な取り組みを行っております。

新規創業・経営改善・事業承継等の取引先のニーズに対して、コンサルティング機能を発揮して、産学官との連携による新事業・新商品開発に取り組むとともに、さらには販路拡大や成長分野への進出を通じて、新たな資金需要の掘り起こしについても取り組んでおります。

今後も、当金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関として、中小企業の皆様がそれぞれに抱えている経営課題に対して、きめ細やかに対応する態勢を整備していく方針であります。

## 2. 中小企業の経営支援に対する態勢整備の状況

創業・新事業への進出、販路拡大については、各種補助金、ビジネスマッチング等を含む創業・新分野のメニューを活用し、中小企業の皆様のバックアップする態勢整備に努めております。

経営改善が必要なケースについては、庫内に中小企業診断士を配置し取引先の抱える課題解決に対し親身に取り組むとともに、必要に応じて外部専門家（税理士・コンサルタント等）、外部機関（長野県中小企業再生支援協議会等）、ならびに他金融機関（信用保証協会を含む）との連携強化により、実態把握から課題解決まで実効性のあるアドバイスや経営改善計画書の策定支援等、中小企業の皆様とともに取り組んでおります。

## 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

### (1) 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の発揮

具体的な取組項目	2018年度 取組状況
創業・新事業支援融資	●2018年度の実績は、115件、1,169百万円となりました。
事業性評価に基づく対応	●<「経営者保証に関するガイドライン」への取組み> 当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。なお、2018年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は1,097件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は28.45%、保証契約を解除した件数は30件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）は3件です。
経営改善・事業再生支援	●<支援対象先企業> 2018年度は支援対象先企業70社として、経営改善支援の取り組みを実施しました。 2018年度の実績は、「経営改善計画書策定率85.7%」となりました。 ●<経営改善計画策定支援事業> 当金庫が認定支援機関となり、外部専門家関与による事業DD・経営改善計画書策定・検証実施後、関係機関協調による計画の合意形成（3先）を図りました。 ●<ミラサポによる専門家派遣事業> ミラサポによる専門家派遣事業（のべ7先）を通して、取引先の抱える課題解決に取り組みました。
事業承継支援	●<長野県事業引継ぎ支援センター・信金キャピタル・よろず支援拠点他> M&Aを含む事業承継のニーズに対応するため、長野県事業引継ぎ支援センター及び信金キャピタル・よろず支援拠点等との連携強化を図り、13社の事業承継支援を行いました。

### (2) 顧客満足度向上への取組み

具体的な取組項目	2018年度 取組状況
取引先の本業支援に向けた 役職員の「目利き力」向上への 取組み	●外部研修への職員派遣により知識の習得に努めました。（派遣職員数 7名） ●部店長をはじめとして管理・監督クラス職員を対象に階層別の通信講座を受講させ、知見・スキルアップに努めました。 ●企業の本業支援、事業性評価に資する資格取得者数は99名となっております。 ●株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定専門家派遣事業による事業性評価研修を4回実施し、55名が参加いたしました。 ●事業性評価の目利き能力向上への取組みとして取引先の協力のもと、取引先の工場見学を実施し若手職員を中心にのべ32名が参加いたしました。

## (3) お客様の経営改善への取り組み

当金庫では、2003年度より取り組んだ「リレーションシップバンキングの機能強化計画」以来、「地域密着型金融の機能強化の推進」に恒常的に取り組み、とりわけ事業再生は、地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であるという考えのもとに、2003年（平成15年）6月本部内に創設した「企業支援室」（現「融資部企業支援課」）のスタッフと支店長連携によりお客様の事業所を定期的に訪問し、企業再生等の分野をはじめ、経営改善のためのサポートや、資金繰り・経営改善に向けた提案をはじめ、指導やアドバイスに積極的に取り組んでおります。

## 経営改善支援の取り組み実績【2018年4月～2019年3月】

(単位:先数)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち	αのうち	αのうち	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			期末に債務 者区分が ランクアップ した先数 β	期末に債務者 区分が変化 しなかった 先数 γ	再生計画を 策定した 先数 δ				
正常先 ①	1,573	0		0	0	0.0%		0.0%	
要注意先	うちその他要注意先 ②	248	44	3	41	43	17.7%	6.8%	97.7%
	うち要管理先 ③	5	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	90	25	0	25	17	3.7%	0.0%	68.0%	
実質破綻先 ⑤	27	1	0	1	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	4	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	374	70	3	67	60	18.7%	4.3%	85.7%	
合計	1,947	70	3	67	60	3.6%	4.3%	85.7%	

## (4) 金融円滑化法の期限到来後の対応について

2013年（平成25年）3月末をもって「中小企業金融円滑化法」の最終期限が到来しました。

同法の期限到来後は、金融機関が「金融円滑化対応（貸出金の条件変更等や円滑な資金供給）をしてくれなくなるのではないか」等の心配の声が聞かれますが、当金庫は金融円滑化法の施行以前より、地域密着金融機関として、地域のお取引先に対し資金を安定的に供給し、また経営改善等に対する支援を行う等、中小企業の皆様の金融の円滑化に努めており、この取り組みは、金融円滑化法の期限到来に係わらず、何ら変わるものではありません。

また、住宅資金お取扱いの皆様の条件変更等に対する対応につきましても、中小企業の皆様に対する対応と同様に、金融円滑化法の期限到来に係わらず、これまでと何ら変わるものではありません。

当金庫は、引き続き全役職員が協働し、お取引先の状況をきめ細かく把握しながら、実態に応じたきめ細かな対応を行い、コンサルティングの発揮により、お取引先の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、最大限の支援を図る方針でありますので、これまで同様、当金庫各営業店窓口にお気軽にご相談ください。

## 4. 地域の活性化に関する取組状況

当金庫は、「人とのふれあいを大切に 地域の繁栄に貢献する」を経営理念として、積極的かつ自主的に地域の活性化に向けた取り組みを実践・継続しています。また、2016年（平成28年）7月本部と営業店の組織横断的チームである「地域活性化チーム」を立上げ、地方創生・地域活性化の推進活動に取り組むとともに、2017年（平成29年）10月からは地域事業部を発足させ、地域活性化へのさらなる取り組みに注力しております。

具体的な取組項目	2018年度 取組状況
自治体・地域企業との関わりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長野信用金庫主催「第15回長野しんきんビジネスフェア2018」へ当金庫取引先11社が出展、長野県信用金庫協会主催「特別商談会」においては、当金庫取引先2社がエントリーしました。</li> <li>●さわやか信用金庫主催「第9回さわやか信用金庫物産展」へ当金庫取引先2社が出展しました。</li> <li>●「平成30年度信金中央金庫優待カタログ」への掲載商品募集に際し、当金庫取引先5社がエントリーしました。</li> <li>●当金庫で実施する各種キャンペーンにおいての懸賞品や粗品として、当金庫取引先17社の商品を活用、販路開拓支援を行いました。</li> <li>●しんきんビジネスマッチング静岡実行委員会主催「第16回しんきんビジネスマッチング静岡2018」へ当金庫取引先3社が出展しました。</li> </ul>

具体的な取組項目	2018年度 取組状況
自治体・地域企業との関わりについて	<p>&lt;産学官金連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長野大学と締結した「包括的な産学官金連携に関する連携協定」により、知財活用事業で連携推進をしました。</li> <li>●小諸商業高等学校と締結した「人材育成などに関する連携協定」により、6回の出前授業を実施しました。</li> <li>●青木村と締結した連携協定により、情報交換等を行いながら、取引先・地域への支援・連携強化に努めました。</li> </ul> <p>&lt;地公体主催の会議への参画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長野県、上田市主催の諸会議に参画するとともに、地域経済団体・その他関係機関との連携により地域経済の活性化に努めました。</li> </ul>

## 5. 当金庫の金融仲介の取組みについて

2016年（平成28年）9月、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に把握できる多様な指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が金融庁より公表されました。当金庫は、金融仲介機能のベンチマークの活用を通じて地域やお客様を支え、共に発展を目指し、豊かな地域の未来を創り上げるために、課題解決に繋がる本業支援、経営支援に積極的に取り組んでまいります。

**共通ベンチマーク：**全ての金融機関が金融仲介機能の取組みの進捗状況や課題などを客観的に評価するための指標

(1) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

(単位:件)

当金庫が関与した創業件数	93	当金庫が関与した第二創業件数	22
--------------	----	----------------	----

**選択ベンチマーク：**各金融機関が事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

(1) 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

(単位:社、%)

	全与信先①	ガイドライン活用先数②	②/①
経営者保証に関するガイドラインの活用先数および全与信先数に占める割合	1,947	403	20.69

(2) 本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

(単位:社)

販路開拓支援を行った先数	地 元	15	地元外	33	海 外	0
事業承継支援先数	13					

(3) 人材育成

(単位:回、人)

	研修実施回数	参加者数	資格取得者数
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、及び同趣旨の取組みに資する資格取得者数	15	287	99

(4) 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

(単位:社)

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	57
------------------------	----

※単年度での支援先数です



## 11. 金融円滑化に向けた取組み

### 1. 上田信用金庫の金融円滑化への取組方針

上田信用金庫は、経営理念である「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化の円滑な実施に向けた態勢整備

#### (1) 態勢整備

上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①金融円滑化促進を図るため本取組方針、金融円滑化に係る管理方針・管理規程・マニュアルを制定いたしました。
- ②金融円滑化促進に対する業務統括を行う金融円滑化部会長に融資部長、同副部会長に融資部副部長または融資部審査課長を任命し、金融円滑化に取り組んでおります。
- ③金融円滑化部会長・同副部会長・本部関連部課長等を構成員とする金融円滑化部会を発足し、金融円滑化促進を図っております。
- ④営業店においては店長を営業店金融円滑化管理者として金融円滑化促進を図っております。
- ⑤営業店全店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

#### (2) 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制

貸出条件の変更等の状況を適切に把握するため、以下の通り取り組んでおります。

- ①条件変更に関する申出に対しては、「親身になった対応」に心掛け表面的な財務内容・保全状況・過去における条件変更実施履歴等のみをもって判断する事がないよう留意し、可能な限り迅速な対応を図っております。
- ②各営業店は条件変更の受付について、所定の受付簿・記録簿へ対応状況・結果について記録すると共に、毎月金融円滑化部会事務局へ報告しております。
- ③事務局は営業店からの報告に基づき対応状況を管理し、各営業店を指導・支援すると共に、金融円滑化部会へ定期的に報告しております。

④金融円滑化部会長は取組状況の検証を行い、必要に応じ営業店への指示・指導を行います。

⑤金融円滑化部会長は理事会・常務会に対し定期的に取り組状況を報告すると共に、経営に対し重要な問題が発生した場合等には速やかに報告を行います。

⑥対応状況の記録は営業店と事務局において厳格に管理・保管しております。

### 3. 金融円滑化に係る苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談窓口を融資部企業支援課とし、専用直通電話（フリーダイヤル 0120-70-1877）を設置しております。

#### 【受付時間】

平日9時～17時 融資部企業支援課にて承ります。

土日祝日および平日上記時間以外 留守番電話にて受付し、翌営業日当金庫よりご連絡させていただきます。

#### (1) 苦情相談に係る対応について

- ①苦情相談窓口へ直接寄せられた苦情相談については、親身になった対応を図り速やかに金融円滑化部会長へ報告するとともに、金融円滑化部会長の指示を受け、営業店に対する指導・支援を行い苦情相談内容の早期解決を図ります。
- ②営業店に寄せられた苦情相談については、担当者は速やかに営業店金融円滑化管理者である店長に報告を行うとともに、店長・役員等とともに親身になった姿勢をもって迅速に苦情等の解決に向けた対応を図ります。
- ③営業店においては金融円滑化に係る苦情相談については発生都度速やかに事務局へ報告を行い、迅速な対応と解決に努めます。
- ④苦情相談の内容・対応状況については発生都度記録を行う事とし、営業店・事務局において厳格に管理・保管しております。

### 4. 経営コンサルティング機能発揮について

お客様に対するキメ細かな経営改善支援・経営相談を図るための専担部署として、融資部内に企業支援課を設置しております。企業支援課は、お客様への支援を行うとともに、営業店における経営支援能力向上に向けた指導を行って参ります。

また、お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）の向上を図るため、職員に対する研修を重ねて参ります。

## 5. 金融円滑化取組状況

2009年(平成21年)12月4日～2019年(平成31年)3月31日までの取組状況は下記別表の通りであります。

### 貸付の条件の変更等の実施状況について

○2009年(平成21年)12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条、第5条に基づく貸付の条件

の変更等の、2009年(平成21年)12月4日から2013年(平成25年)3月31日までの申込みに係る実施状況に、2013年(平成25年)4月1日から2019年(平成31年)3月31日までの申込みに係る実施状況を加算した累計は下記の通りであります。

○なお、「実施状況の開示」につきましては、毎期末の実績を開示いたします。

〈中小企業者〉

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	16,158	198,201	15,843	194,286	60	747	34	819	221	2,349
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	10,178	158,630	10,020	155,432	27	580	15	730	116	1,888
	実行率		98.1%	98.0%						

〈住宅資金借入者〉

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	268	2,666	226	2,321	3	42	1	3	38	300
	実行率		84.3%	87.1%						

(注) 件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。

(注) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注) 上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。



## 12. 取引時確認の取組み

### お客さまとの取引時の確認についてのご協力をお願い

犯罪による収益の移転を防止する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に沿った各種確認（取引時確認）をさせていただいておりますので何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

尚、2016年（平成28年）10月1日改正法が施行され、取引時確認の方法等が一部変更されました。

### 1. 取引時確認が必要な主な取引について

1. 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
2. 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
3. 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
4. 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

### 2. ご確認させていただく事項

#### (1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等(主なもの)
①氏名・住所・生年月日	●運転免許証(運転経歴証明書) ●マイナンバーカード ●パスポート ●在留カード ●特別永住者証明書
いずれか2種類(なお、◎の書類は、●の書類とのペアに限られます。)	●健康保険証 ●国民年金手帳 ●取引に使用する実印の印鑑登録証明書 ◎住民票の写し(記載事項証明書) ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

〈ご本人以外の方が来店された場合〉(上記①、②に加え)

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	●住民票(同居のご親族の場合のみ) ●委任状

#### (2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等(主なもの)
①名称、本店または主たる事務所の所在地	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書
②来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記(1)①と同様
③法人のお客さまのために取引を行っていること	●委任状 ●登記事項証明書(代表権のある役員の場合のみ) ●上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業内容	●登記事項証明書 ●定款の写し
⑤取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者 <sup>(※)</sup> の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 (※) 法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。

### 3. その他にご注意いただきたい事項

- 過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。
- お客さまの資産・収入の状況、お客さまやその家族等が外国政府等において重要な公的地位(外国PEPs)にあるかどうかを確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国PEPsにあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)。
- 法令で定められた方法の他、当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ご確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- 詳しいことは、お取引店の窓口等にお問い合わせください。



## 13. ガバナンス体制

### 内部管理基本方針

当金庫では、信用金庫法ならびに同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を定め、継続的に実効性の確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
6. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
7. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
8. その他監事の監査及び職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

### 貸出金の運営方針

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散します。
3. 住宅資金や教育資金等地域の皆様の生活に関連した資金需要に対して、積極的に応援します。
4. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

### 利益相反管理体制の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 法令等遵守

### コンプライアンスとは

法令やルールを厳格によく守ることです。

一般的に「法令等遵守」すなわち倫理・法律等をよく守り正しい行動をとることと解釈されております。

金融業界においてコンプライアンスが重要視されるようになった背景には、バブル経済の崩壊とともに噴出した金融機関の破たんや銀行の不祥事件が続き、社会問題化したことが挙げられます。

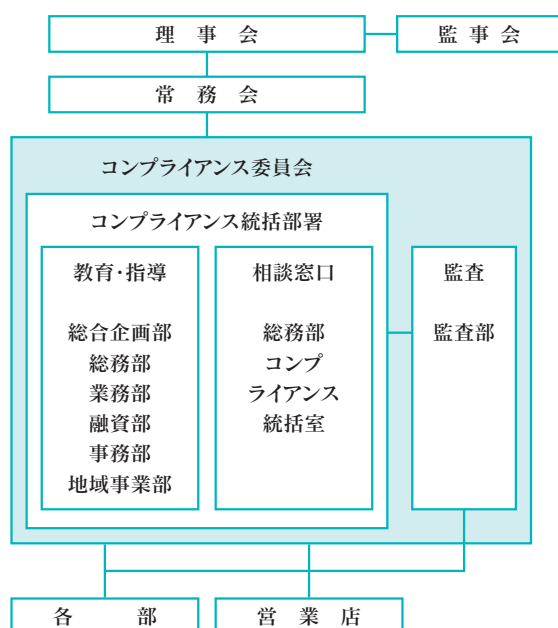
これらの事件は規模の拡大や収益追求だけに重きを置いて、法令やルールを軽視し、社会良識に反するようなことを行なった結果といえます。

信用金庫は、相互扶助の理念に基づいて、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や国民の皆様が必要とされる金融サービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

信用金庫がその社会的使命を果たし、会員やご利用いただく方の多様なニーズに応えるきめ細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければならないと考えています。

当金庫は、2009年（平成21年）7月27日に「コンプライアンス（法令等遵守）宣言」を行い、計画書の着実な実行による内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に役職員あがって取り組んでいます。

### コンプライアンス推進のための金庫内組織図



### コンプライアンス（法令等遵守）宣言

上田信用金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、確固たる倫理観と誠実さに基づき、コンプライアンス強化の企業風土を確立するために以下のとおり宣言します。

1. 上田信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範および庫内規程等を厳正に遵守します。
2. 上田信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法をはじめとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 上田信用金庫の役職員は、お客様に関する情報の取扱いには細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。
4. 上田信用金庫の役職員は、組織内コミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはコンプライアンスに違反する疑いのある行為に対しては厳正に対処します。
5. 上田信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対しては常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な処置を実施します。

上田信用金庫は、役職員がこれに反した場合には、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、庫内ルールに従って必要な措置を講じます。

平成21年7月27日

**上田信用金庫**

# 14. リスク管理

## リスク管理について

金融の自由化、国際化の進展に伴い金融機関の業務はますます多様化・高度化し、金融機関経営も従来にましてリスクの正確な把握とその管理体制の確立が求められ、また、管理すべきリスクも増大しています。

このような状況下において、当金庫ではリスク管理を経営の重要課題とし、経営の健全化を確保し持続可能で安定的な収益性と効率化を向上させる管理態勢の強化に取り組んでおります。

2009年(平成21年)9月より「統合的リスク管理」を開始し、当金庫を取り巻くリスクに対する自己資本の十分性の検証・管理を行いながら、健全な経営に努めております。

統合的リスク管理については、今後も継続的に高度化に向けた取り組みをして参ります。

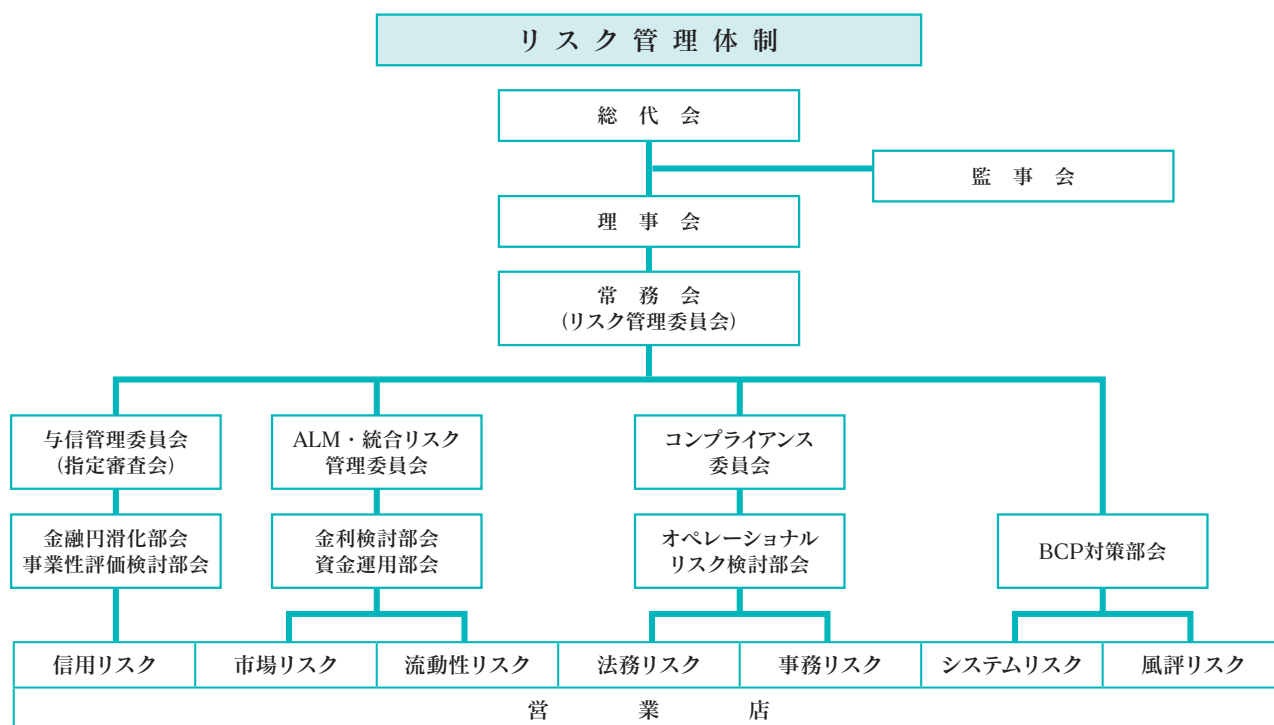
## リスクの種類

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の状況
信用リスク	企業や個人への貸出金の回収が困難になったり、保有有価証券の発行体の破綻により元本回収が不能になるリスクのことです。	当金庫では、実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門(業務部)と、融資業務の方針統括等を行う審査部門(融資部)がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互牽制を行っております。 融資部内において、財務分析や自己査定結果を審査管理面に活用するシステムを構築のうえ審査機能の充実を図り、審査課と管理課が連携して厳正な審査・管理体制をとっております。 有価証券運用については、余資運用基準に基づく限度額管理を行っております。
市場リスク	資産(貸出金・有価証券)、負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替市場の変動に伴う「為替リスク」等の市場の変動によって保有する資産の価値が変動するリスクの総称です。	当金庫では、経済、金融の見通しに基づいたALM統合リスク管理委員会を中心に、余資運用基準に基づく厳正な運用管理に努めております。
流動性リスク	予期しない大量の預金の払い戻し等により、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、資金の調達と運用のバランスが著しく崩れた際などに資金繰りに支障をきたすリスクのことです。	日常の資金繰りについては、即座に換金できる流動性の高い資金(支払準備預金)が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。 信金中央金庫を中心とした信用金庫業界のバックアップ体制を含め、不測の事態に備えております。
事務リスク	事務上の事故やミス、不正等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	月次で店内検査の実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期に発見することが可能な体制を整備しております。 日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備及び事務指導部門による研修・指導を通じて、事務能力向上に努めております。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動、不備等やコンピュータを不正に利用されることによって損失を受けるリスク及び金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる広範囲に存在するリスクのことです。	当金庫は、2005年(平成17年)10月に「信金東京共同事務センター事業組合(現(一社)しんきん共同センター)」へ加盟することにより、不測の大規模災害等に備え万全のバックアップ体制と、コンピュータシステムトラブルに即応できる体制を整備しております。
法務リスク	法令・庫内規程等に反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、金融機関の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクのことです。	信用金庫の地域社会に対する社会的責任と公共性を鑑み、コンプライアンス統括室を中心として「行動基準」を制定のうえ、朝礼、終礼等を通じて役職員の法令遵守に取り組んでおります。
風評リスク	金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布等によって、当金庫が損失を被るリスクのことです。	お客様からのご要望やご不満等に対して素早くお応えするための態勢整備に努めております。お取引店及び本部関連部署一体となって問題解決を図るとともに、再発防止のためのさまざまな施策等の仕組み作りに努めております。 なお、皆様に安心してお取引いただけるように、経営内容について積極的な情報開示に努めております。



## リスク管理の体制

リスクカテゴリーごとに、リスク主管・関連部署および指定部会（「金融円滑化部会」、「事業性評価部会」、「金利検討部会」、「資金運用部会」、「オペレーショナルリスク検討部会」、「BCP対策部会」）は、適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理に関する全ての情報はリスク区分ごとに、上部組織であるリスクを統括する「コア委員会」（「与信管理委員会」、「ALM・統合リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」）を通じて、リスク管理の統括機関である「常務会（リスク管理委員会）」に集約されることで、経営陣の意思決定に反映される体制としております。



## 15. 個人情報の保護

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

### 個人情報等の取得・利用について

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。なお、お客様の個人情報等は当金庫の適切な業務運営のために利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確となるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用者目的を限定するよう努めます。
- 当金庫の業務内容、個人情報等の利用目的につきましては、当金庫のホームページ、店頭掲示ポスター等でご覧いただけます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、お客様の個人情報を第三者に開示することはありません。

### 個人情報等の正確性の確保について

- 当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

### 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

### 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

### 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

- 当金庫は、個人情報等取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記担当部までご連絡ください。

#### 【個人情報に関する相談窓口】

#### 上田信用金庫 総務部

住所 〒386-0014

長野県上田市材木町1-17-12

電話番号：フリーダイヤル 0800-800-3508

または ☎0268-22-6260（代表）



## 16. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、2010年（平成22年）4月1日「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、預金・貸出金・貸金庫等の規程に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断を一層推進するために取り組んでいます。

### 反社会的勢力に対する基本方針

上田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 上田信用金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 上田信用金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引等の便宜供与は行いません。
4. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 反社会的勢力を排除する更なる取組みについて

2007年（平成19年）6月の政府方針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる態調整備が求められています。

当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、その取り組みの一環として、当局の許可を得て2012年（平成24年）10月1日付で定款を変更いたしました。

これにより、下記Ⅰのいずれかに該当する者は当金庫の会員となることができません。また、会員が下記Ⅱのいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

当金庫では、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

#### Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込書でしていただく、上記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

詳しくは、上田信用金庫 総務部（☎ 0268-22-6260）へお問い合わせください。



## 17. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）を営業店またはコンプライアンス統括室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

#### 上田信用金庫 コンプライアンス統括室

住 所：上田市材木町1丁目17番12号  
フリーダイヤル：0800-800-3508  
受 付 時 間：9:00～17:00(信用金庫営業日)  
受 付 媒 体：電話、手紙、面談  
F A X：0268-25-1814  
E メ ー ル：shinkin@ueda.ne.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

名 称	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1
電話番号	03-5524-5671
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに長野県弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会	
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	長野県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒380-0872 長野県長野市妻科432
電話番号	026-232-2104
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.ueda-shinkin.jp>)をご覧ください。

#### (1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会

の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、長野県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

#### ①現地調停が利用可能な弁護士会

##### 長野県弁護士会

住 所：長野県長野市妻科432

電話番号：026-232-2104

#### 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス統括室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス統括室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をコンプライアンス統括室から行います。

(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

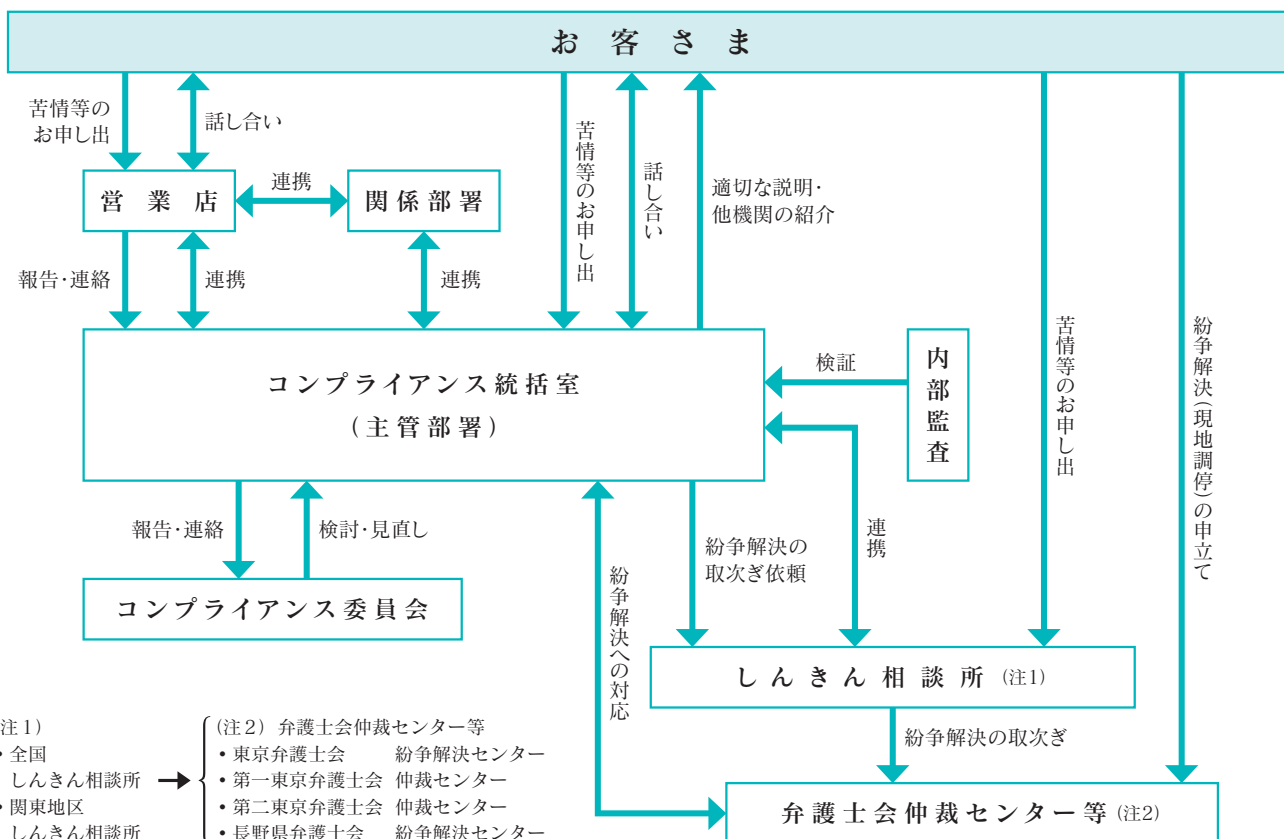
(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

(7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

(8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

(9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制 下表のとおりです。



## 18. お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、「人とのふれあいを大切にし地域の繁栄に貢献する」という経営理念のもと、地元の金融機関としてお客様にふさわしい金融商品・サービスの提供に努めてまいりました。

当金庫は、これからもお客さまの安定的な資産形成の実現ため、この度「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を制定いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. お客さまの最善の利益の追求

経営理念に基づき、お客様の最善の利益を追求し、誠実かつ公正な業務に努めます。

### 2. 利益相反の適切な管理

利益相反管理方針に則り、お客さまの利益が不当に害されることがないように管理に努めます。

### 3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他費用について開示し、分かりやすい説明に努めます。

### 4. 重要な情報の分かりやすい提供

各金融商品の基本的な利益、損失、その他リスク、取引条件、選定理由など重要な情報について、丁寧で分かりやすい説明に努めます。

### 5. お客さまにふさわしいサービスの提供

お客さまの資産状況、取引経験、知識、取引目的等を事前にお伺いし、金融商品・サービスの提案に努めます。

### 6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

お客さま本位の業務運営実践のため、業務態勢を随時見直すと共に、職員研修の継続等によりお客様にふさわしい金融商品・サービスをご提供できる人材の育成に努めます。







塩田支店

## 第2章 主な業務のご案内



とうみ支店



岩村田支店

- |                 |    |                 |    |
|-----------------|----|-----------------|----|
| 1. 主な業務・商品等のご案内 | 34 | ③為替業務           | 39 |
| 1. 預金業務のご案内     | 34 | ④投資信託窓口販売業務     | 39 |
| ①預金商品トピックス      | 34 | ⑤保険窓口販売業務       | 40 |
| ②預金のご案内         | 35 | ⑥共済窓口販売業務       | 40 |
| 2. 融資業務のご案内     | 36 | 2. 主な手数料のご案内    | 41 |
| ①個人資金融資のご案内     | 36 | 3. ATMお取扱時間別手数料 | 44 |
| ②事業資金融資のご案内     | 37 | 4. しんきんの機構      | 45 |
| 3. 各種サービスのご案内   | 38 | 5. 店舗のご案内       | 46 |
| ①主なサービス業務       | 38 | 6. 店舗網のご案内図     | 47 |
| ②年金相談業務         | 39 | 7. 信金中央金庫のご紹介   | 48 |

## 1. 主な業務・商品等のご案内

### 1. 預金業務のご案内

お財布代わりにお手軽にご利用いただける普通預金や貯蓄預金、将来の目的にあわせた資産形成のための定期積金、お利息が有利でお得な定期預金等みなさまのニーズにあった商品を取りそろえております。

#### ①預金商品トピックス

新たなステージを応援します!

## 退職金専用定期預金『黄金人生』

新たなステージを応援します!  
退職金専用定期預金 特別金利優遇 100万円から!

【2019年4月1日(月)~2020年3月31日(火)】  
退職金専用定期預金 特別金利優遇 100万円から!

1. 退職金を定期預金にお預入れのお客様 **+0.1%優遇**

2. さらに年金振込口座を指定・予約されたお客様 **+0.3%優遇**

特別 退職金専用定期預金100万円以上のご契約で、年金振込指定・予約をされたお客様に! **商品券プレゼント!**

上田信用金庫 TEL:0265-25-6200

#### 【商品の概要】

ご利用いただける方:58歳以上の方で、退職金受取後6ヶ月以内の個人のお客さま  
お預け入れ金額:100万円以上(上限2,000万円)

お預け入れ期間:1年(自動継続でのお取扱いはできません)

適用利率:①退職金を定期預金に預け入れていただく

**店頭表示金利+0.1%優遇**

②退職金を定期預金に預け入れ、

かつ当金庫口座で公的年金受取(予約含む)いただく

**店頭表示金利+0.3%優遇**

特典:退職金専用定期預金100万円以上のご契約で、年金振込指定・予約を

していただいたお客さまには、お預け入れ金額に応じて商品券プレゼント!

お預け入れ金額 100万円以上300万円未満 【2,000円】

300万円以上500万円未満 【3,000円】

500万円以上 【5,000円】

年金を当金庫でお受け取りいただいている方へ

## 年金優遇金利定期預金『おもいやり』

#### 【商品の概要】

ご利用いただける方:年金を当金庫でお受け取りいただいているお客さま

お預け入れ金額:10万円以上200万円まで

お預け入れ期間:1年

適用利率:**店頭表示金利+0.1%優遇**



和田森支店

## ②預金のご案内

預金名	特色(内容)	
当座預金	お取引に安全で、便利な手形・小切手をご利用になれます。	
普通預金	ご自由に出し入れができ、給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種サービスが便利にご利用いただけます。	
普通預金(無利息型)	この預金はお利息がつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金及び定期積金がセットできます。 必要な時には定期預金・定期積金残高の90%、最高500万円まで自動的に融資がご利用になれます。	
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	
貯蓄預金	個人のお客様限定の貯蓄性預金で、残高によって普通預金より高いお利息がつきます。 普通預金同様、出し入れ自由ですが、自動受取や自動支払口座としてはご利用いただけません。	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく専用のご預金で非課税です。	
定期預金	まとまったお金を確実に増やし、お利息の有利なご預金です。	
内 訳	期日指定定期預金	お預入れ後1年経過しますと、1か月前のご連絡で、いつでもお引き出しになれます。 1万円以上の一部お引出しも可能です。お預入れ額は300万円未満で、お利息の計算は1年複利です。
	スーパー定期	金融市場の動向により金利が決まるお得な預金です。 預入金額に応じてスーパー定期(300万円未満)・スーパー定期300(300万円以上)をご利用下さい。
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適したお利息の有利な定期預金です。 金利は、預入れ時の金融動向により決まります。
	積立定期預金	いつでも自由な金額で預入でき期日指定定期で運用される預金です。
定期積金 「スーパー積金」	将来のライフプランに併せて毎月一定額をお積立いただき、満期にまとまった金額がお受け取りいただけます。 毎月5千円からご利用いただけ、金融市場の動向により金利が決まるお得な預金です。	
財形預金	お勤めの皆様のための商品で、給料、ボーナスからの天引きによる積立です。	
内 訳	一般財形預金	課税対象になりますが、お使いみちは自由です。財産づくりにご活用いただけます。
	財形年金預金	目的が退職後のための資金づくりに限定され、お積立の元利金は年金形式で支払われます。 財形住宅預金と併せ550万円まで非課税です。
	財形住宅預金	目的が住宅の取得・増改築のための資金づくりに限定されます。 財形年金預金と併せ550万円まで非課税です。
悠々積金 (年金受給者専用)	当金庫店頭表示金利に0.1%を上乗せした有利な預金です。 1回の掛金2万円以上(2カ月に1回)、積立期間2年以上からご利用でき、年金をお受取りの(偶数)月に年金受取口座から自動的にお積立いたします。 ご本人のほか、配偶者の方もご利用いただけます。	
消費税専用定期積金 「納めジョーズ8」	消費税を納付される法人及び個人事業主の方を対象とした、消費税専用の定期積金です。 「納めジョーズ8」を契約された方に限り、消費税特別融資制度がご利用いただけます。	



## 2. 融資業務のご案内

地域金融機関として、地元でお預かりした資金は地元の皆様にも有効にご活用いただける資金をご融資いたします。

### ①個人資金融資のご案内

個人の皆様には、住宅資金、入学・進学資金、マイカー購入資金等豊かな生活実現のためにご利用いただいております。

ご融資名	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社	
住 宅	しんきん住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅建築用土地購入、増改築、他行住宅資金の借換にご利用いただけます。	1億円以内	35年以内	全国保証(株)
	無担保住宅借換ローン「住まいるいちばんセレクト」	住宅資金の借換を無担保でご利用できます。	1,500万円以内	20年以内	全国保証(株)
	無担保住宅借換ローン「住まいる換え得」	住宅資金の借換を無担保でご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内	(株)ジャックス
	無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・リフォーム・他金融機関からの借換・住宅購入に伴う諸費用支払いにご利用いただけます。	2,000万円以内	25年以内	(一社)しんきん保証基金
	しんきんリフォームプラン	住まいのリフォームから車庫や門扉の設置、造園工事等幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金
	しんきんリフォームプラン・エコ	太陽光発電システム、エコ関連設備等、エコリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくんリフォームローン	住まいのリフォームや太陽光発電システム設置、介護機器購入などにご利用いただけます。個人向け産業用太陽光発電システム購入にもご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	(株)ジャックス
車	しんきんカーライフプラン	自家用車やオートバイの購入、車検・修理費用、運転免許取得費用、自動車ローン(消費者金融からは除く)の借換にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	しんきんカーライフプラン・エコ	エコカー(新車)購入資金を低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくんマイカーローン(ロードサービス付)	自家用車の購入、車検・修理費用、自動車ローン(事業性除く)の借換にご利用いただけます。24時間安心のロードサービス付です。	1,000万円以内	10年以内	(株)ジャックス
教 育	しんきん教育プラン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学金、授業料、下宿費用(家賃)等のほか、教育資金の借換にもご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくん教育ローン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学金、授業料、下宿費用(家賃)等のほか、教育資金の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	13年以内	(株)ジャックス
	しんきん教育カードローン	お子様の在学期間中は、ATM利用で必要な時だけ限度内で教育資金を繰り返しご利用いただけます。	300万円以内	最長11年 8ヶ月以内	(株)ジャックス
お 使 い み ち	しんきん多目的ローン	家電・家具等の物品購入、冠婚葬祭費用、医療、レジャー・旅行費用等幅広くご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
フ リ ー ロ ー ン	快速!なんでも応援団	事業資金含めお使いみち自由です。他社からのお借入のおまとめにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(株)クレディセゾン
	PREMIUM1000	最大1,000万円までお取扱いが可能な大型のフリーローンです。	1,000万円以内	10年以内	オリックス・クレジット保証(株)
	しんきんらくらくおまかせフリーローン	本人が居住する本人名義の住宅を所有している方、または本人が居住する、配偶者、本人または配偶者の直系尊属名義の住宅を所有している方のフリーローンです。	500万円以内	10年以内	(株)ジャックス
	しんきんあんしんローン	お使いみち自由です(但し、事業資金、借入金返済資金を除く)。	300万円以内	10年以内	(株)ジャックス
	しんきんフリープラン	事業資金含めお使いみち自由です。他社からのお借入のおまとめにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金

ご融資名		資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社
カードローン	しんきんカードローン	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	極度額/10万円・20万円・30万円・40万円・50万円	3年間(自動更新)	(一社)しんきん保証基金
	カードローンらく太郎ワイド「暖」	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	極度額/30万円・50万円・70万円・100万円・150万円・200万円・300万円	2年間(自動更新)	(株)ジャックス
	カードローンしんきんきゃっする500	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	ご利用限度額 10万円～500万円	5年間(自動更新)	信金ギャランティ(株)
医療	がん先進医療ローン	長野県内でのがんの先進医療を受ける予定の方で、長野県がん先進医療費利子補給金の認定を受けた方がご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	(一社)しんきん保証基金
職域	職域サポートローン	当金庫と職域サポート契約を締結している事業所の役員、従業員専用のフリーローンです。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	職域多目的ローン	当金庫と職域サポート契約を締結している事業所の役員、従業員専用の多目的ローンです。	700万円以内	10年以内	(株)ジャックス

## ②事業資金融資のご案内

事業者の皆様には、運転資金、設備資金をはじめ、政府系資金、信金中央金庫等の代理貸付を通じ、事業の安定・拡大を支援しております。

また、創業、新事業・新分野、6次産業化に関する融資につきましても、お気軽にご相談ください。

ご融資名	資金のお使いみち
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の割引を致します。 手形貸付……仕入れ資金など短期運転資金をご融資致します。 証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越……契約金額まで当座決済資金をご融資致します。
流動資産担保融資	売掛債権、棚卸資産を担保にご利用いただけます。(信用保証協会の保証付)
各種制度融資	長野県・各市町村の各種制度資金をお取扱致します。(信用保証協会の保証付)
法人会ローン	法人会会員様専用のローンです。 運転資金を500万円まで、担保・第三者保証不要にてご利用いただけます。
創業支援資金「ホイッスル～新たなステージ～」	創業のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を1,000万円まで、担保は300万円まで原則不要です。
新事業・新分野・6次産業化支援資金「アシストワン」	新事業・新分野への進出、6次産業化関連支援資金としてご利用いただけます。 運転資金は7年以内・設備資金は15年以内、融資限度額は1億円まで。 金利引下げ要件と保証協会保証料の50%補助支援のある商品です。
再生支援資金「バックアップ500」	企業再生のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を500万円まで、担保は原則不要です。
事業者カードローン	信用保証協会の保証を受けられる法人及び個人事業主の皆様にご利用いただけるカードローンです。
しんきんNPOローン	特定非営利活動促進法に基づく認証を受け登録されているNPO法人がご利用いただけます。 ご融資金額は500万円以内、ご融資期間は5年以内です。
しんきんビジネスサポート	保証会社の保証がつきます。 ご融資金額は3,000万円以内、ご融資期間は5年以内です。
しんきん事業者ローン「プレーン」	ライフカード(株)の保証を受けられる法人、個人事業主、法人代表者の方が運転資金、設備資金としてご利用いただけます。 ご融資金額 証書貸付 10万円以上500万円以内 カードローン極度額 10万円以上500万円以内
しんきんアグリサポート浅間の恵み5000	農業経営に必要な資金として、設備資金、運転資金を原則無担保でご利用いただけます。 ご融資金額 100万円以上1億5,000万円以内
しんきん経営支援資金	信用保証協会の保証が付きますが、保証料を一括でお支払いの場合、保証料の50%を当金庫が補助します。 ご融資金額は2,000万円以内、ご融資期間は5年以内です。
日本政策金融公庫との協調融資「ブロード」	創業・事業拡大・経営改善・事業承継など事業性の資金全般を運転資金、設備資金としてご利用いただけます。 ご融資金額・ご融資期間は当金庫と日本政策金融公庫がそれぞれ個別に決定します。

この他、政府機関や地方公共団体などの代理貸付も取り扱っております。※(注)(独)は独立行政法人

- (独)住宅金融支援機構 ○(株)日本政策金融公庫 ○(独)福祉医療機構 ○(独)中小企業基盤整備機構  
○信金中央金庫 詳しくは窓口へご相談ください。

### 3. 各種サービスのご案内

#### ① 主なサービス業務

その他様々なサービスをご提供しておりますので、詳しくはしんきん窓口にお問い合わせください。

サービス名	サービス内容等
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。電子記録債権は、インターネット(パソコン)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
公共料金などの自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金や、税金・授業料・保険料・クレジット代金の支払いなどは、一度お手続きいただくと、あとはご指定の口座から自動的にお支払いします。
給与・年金・配当金などの自動受取	給与・年金・配当金などが、お客様の口座に自動的に振り込まれます。早くて安全ですし、振り込まれた日からお利息が付きキャッシュカードでお引き出しできますから、有利でお得です。
自動振込サービス	毎月一定日に一定の金額を自動的にご指定の口座にお振込します。学費の振込や家賃・駐車場料金のお支払などにご利用いただけます。
自動集金サービス	定期的に、当金庫が集金先の預金口座から売掛金や会費などを引落し、お客様の口座へ自動的に入金いたします。集金事務の効率化のお役に立てるサービスです。
学校集金サービス	小中学校または高校などの給食費・学級費など毎月の集金業務を学校に代わって保護者様の口座より、口座振替によって集金いたします。学校や保護者の皆様のお役に立てるサービスです。
テレサービス	オフィスやご自宅の専用端末やパソコンのソフトを利用してお振込などの資金移動やお取引内容の照会ができるサービスです。
法人・個人向けインターネットバンキング	オフィスやご自宅のパソコンから、当金庫のインターネットホームページを経由して、残高・取引明細の照会、お振込ができます。個人向けは、携帯電話・スマートフォン(NTTドコモ、au、ソフトバンク)からもご利用いただけます。
キャッシュカードサービス	キャッシュカードをお持ちいただくと、お預入れ、お引出しにハンコや通帳はいりません。閉店後や休日もご利用いただけます。しかも全国ネットです。生体認証(手のひら静脈)付キャッシュカードは、手のひら静脈でご本人を確認するため安心してご利用いただけます。
ATM振込サービス	ATMの操作でお振込が行えるサービスです。振込の依頼書をご記入頂く手間がありません。
マルチペイメントサービス (pay-easy)	税金等の料金支払いが、当金庫のインターネットバンキングサービスを利用して払込みすることが可能なサービスです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでお買物の精算ができるサービスです。右のマークがあるお店でご利用いただけます。(ローソンを含む)
貸金庫	大切な書類や貴重品を火災や盗難からお守りします。
夜間金庫	会社や商店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりします。当金庫の営業時間外や休日にもご利用いただけます。
「toto」の払戻業務	「スポーツ振興くじtoto」の当選金がお受取りになれます。(取扱店:本店営業店、原町支店、小諸支店、中込原支店)
電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から、携帯電話・スマートフォンの「おサイフケータイ」にその場でチャージ(入金)できるサービスです。(楽天Edyのチャージが可能です。)





## ②年金相談業務

年金のことなら何でも相談できる社会保険労務士が、定期的に各店舗を巡回して年金相談会を開催し、お客様からのご相談を承っております。

## ③為替業務

全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより、振込、送金、代金取立などの為替サービスを迅速かつ確実に取り扱っております。

## ④投資信託窓口販売業務

お客様の多様化する資産運用ニーズにお応えするため、投資信託の窓口販売業務をおこなっております。

わかりやすく、選びやすいファンドを厳選して、バランスのとれた品揃えにより、お客様のライフプランに合わせた商品をお選びいただけます。

(2019年3月現在)

しんきんの投資信託ラインナップ		運用会社		
国内外債券型	DIAM高格付インカム・オープン (愛称:ハッピークローバー)	毎月決算コース	アセットマネジメントOne	
	グローバル・ソブリン・オープン	毎月決算型	三菱UFJ国際投信	
国内外バランス型	しんきんグローバル6資産ファンド	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信	
	ダイワ資産分散インカムオープン(愛称:D・51)	奇数月決算型	大和証券投資信託	
	クルーズコントロール	年2回決算型	アセットマネジメントOne	
国内株式型	しんきんインデックスファンド225	年1回決算型	しんきんアセットマネジメント投信	
	しんきん好配当利回り株ファンド	年1回決算型	しんきんアセットマネジメント投信	
海外株式型	AI(人工知能)活用型世界株ファンド (愛称:ディープAI)	年1回決算型	アセットマネジメントOne	
不動産投資信託型	しんきんJリートオープン	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信	
	三井住友・グローバル・リート・オープン (愛称:世界の大家さん)	毎月決算型	三井住友アセットマネジメント	
つみたてNISA専用ファンド	国内株式型	たわらノーロード 日経225	年1回決算型	アセットマネジメントOne
		たわらノーロード TOPIX	年1回決算型	アセットマネジメントOne
	海外株式型	たわらノーロード 先進国株式	年1回決算型	アセットマネジメントOne
		たわらノーロード 先進国株式〈為替ヘッジあり〉	年1回決算型	アセットマネジメントOne
		たわらノーロード 新興国株式	年1回決算型	アセットマネジメントOne
	内外バランス型	たわらノーロード バランス〈8資産均等型〉	年1回決算型	アセットマネジメントOne

## ⑤ 保険窓口販売業務

個人年金保険、がん・医療保険、学資保険、傷害保険、一時払終身保険、住宅ローン関係の長期火災保険の窓口販売業務を行っております。

保険種類	保険商品名	引受保険会社
個人年金保険(定額)	しんきんらいふ年金FS〈一時払型〉販売休止中	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ年金FS〈積立型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
医療保険	ちゃんと応える医療保険 EVER	アフラック生命保険株式会社
	しんきんの医療保険 給与サポート保険	アフラック生命保険株式会社
がん保険	生きるためのがん保険 Days1	アフラック生命保険株式会社
	生きるためのがん保険 寄りそうDays	アフラック生命保険株式会社
住宅ローン関連の長期火災保険	融資住宅用火災保険 しんきんグッドすまいる (THE 住まいの保険)	幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 引受 共栄火災海上保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
学資保険	アフラックの夢みるこどもの学資保険 販売休止中	アフラック生命保険株式会社
傷害保険	シニアクラブ(年金受給者商品)	共栄火災海上保険株式会社
一時払終身保険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ終身S ふるはーとWステップ 販売休止中	住友生命保険相互会社
	しんきんらいふ終身S ふるはーとJロードプラス	住友生命保険相互会社

## ⑥ 共済窓口販売業務

傷害共済の窓口販売業務を行っております。

種類	商品名	引受協同組合
共 済	傷害共済	長野県福祉共済協同組合
	業務上災害共済	長野県福祉共済協同組合

### ■ 金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

金融商品の販売等にかかる勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 2. 主な手数料のご案内〔税込〕

2019年7月1日現在

### ■為替手数料

種 類			5万円未満	5万円以上	
窓口利用(電信・文書)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	216円
	当金庫本支店あて	会 員	1件	108円	324円
		会 員 外	1件	216円	432円
	県内信用金庫あて		1件	216円	432円
	他金融機関あて	会 員	1件	540円	756円
会 員 外		1件	648円	864円	
ATM利用 (※1)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・ 県内信用金庫あて	カ ー ド	1件	108円	216円
		現 金	1件		324円
	他金融機関あて	カ ー ド	1件	324円	540円
現 金		1件	432円	648円	
テレサービス(※2) インターネットバンキング (法人)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・県内信用金庫あて		1件	108円	324円
	他金融機関あて		1件	432円	648円
インターネットバンキング (個人)	当金庫同一店内・当金庫本支店あて		1件	無 料	
	県内信用金庫あて		1件	108円	216円
	他金融機関あて		1件	216円	
自動振込	当金庫同一店内あて		1件	54円	
	当金庫本支店あて		1件	108円	324円
	県内信用金庫あて		1件	216円	432円
	他金融機関あて		1件	540円	756円
税金等払込手数料	上田市・東御市・小諸市・佐久市・軽井沢町・長和町・御代田町・青木村・小海町・佐久穂町・立科町・川上村・北相木村・南牧村・南相木村		1件	無 料	
	上記以外の県内の地公体		1件	216円	432円
	県外の地公体		1件	540円	756円

(※1) 時間帯・カードの種類によって、別途手数料がかかる場合があります。(※2) アンサーサービス・一括データ伝送サービスをいいます。

### ■代金取立手数料

地 域			金 額	
当金庫同一店内・同一交換所内			1通	無 料
上田 ⇄ 佐久	当金庫		1通	324円
	他金融機関		1通	432円
交換所内	集中取立		1通	432円
	個別取立		1通	648円
県内信用金庫	集中取立		1通	648円
	個別取立		1通	864円
上記以外	集中取立		1通	648円
	個別取立		1通	864円

※個別取立で至急扱いを要する場合は、速達郵便料を申し受けます。

### ■その他の手数料

種 類	金 額	
振込・送金組戻手数料	1通 648円	
不渡手形返却料	1通 648円	
取立手形組戻料	1通 648円	
旅館券取立手数料(※1)	1通 648円	
独立行政法人 日本学生支援機構 取扱手数料	1枚 30円	
C OM閲覧	1枚 20円	
取引明細発行	当座・普通預金の入金を伴う場合	1通 216円
	上記以外	1枚 20円

(※1) 速達で郵送する場合は、速達郵便料を申し受けます。



## インターネットバンキング等関連手数料

種 類			金 額
インターネットバンキング	個人	基本料(月額)	1契約 無 料
		ワンタイムパスワード生成機 利用料(月額)	1契約 無 料
		ワンタイムパスワード生成機 再発行料	1 個 1,080円
	法人	加入料(契約時)	1契約 1,080円
		基本料(月額)	1契約 2,160円
		ワンタイムパスワード生成機 利用料(月額)	1契約 無 料
テレサービス	ワンタイムパスワード生成機 再発行料	1 個 1,080円	
	アンサーサービス基本料(月額)	1契約 1,080円	
	一括データ伝送サービス基本料(月額)	1契約 1,080円	

## 当座関連手数料

種 類		金 額
小切手帳(1冊50枚綴り)	1冊	972円
約束手形帳(1冊50枚綴り)	1冊	1,296円
為替手形帳(1冊25枚綴り)	1冊	648円
署名鑑新規登録・変更手数料	1回	5,400円
マル専当座預金	口座開設手数料	1件 3,240円
	手形用紙	1枚 540円
自己宛小切手	1枚	540円

## 通帳、カード等発行・再発行手数料

種 類		新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証	1冊・1枚	無 料	1,080円
ICキャッシュカード	個人	1枚 無 料	1,080円
	法人	1枚 1,080円	1,080円
キャッシュカード	個人	1枚 無 料	1,080円
	法人	1枚 無 料	1,080円
生体認証キャッシュカード(個人)	1枚	無 料	1,080円
各種ローンカード	1枚	無 料	1,080円

※カードの読み取り不能、罹災、名義変更・移管による再発行は、無料となります。

## 証明書発行手数料

種 類		金 額	
残高証明書	当庫制定用紙	発行区分 ごと	自動発行 432円
	お客様指定の用紙		都度発行 648円(※1)
	監査法人からの依頼	1組につき	1,080円(※1)
融資証明書	住宅ローン以外	1通	3,240円
	住宅ローン関連	1通	1,080円
株式払込保管証明書	1通	払込総額3/1,000 + 消費税	
上記以外の証明書	1通	648円	

(※1) 英文による残高証明書が含まれます。

## 貸金庫・夜間金庫利用料

種 類			金 額
貸金庫 (6ヶ月)	有人型	1契約	2,700円
	無人型	1契約	5,400円
	カード再発行手数料(※1)	1枚	1,080円
	鍵再発行手数料	1個	実 費
夜間金庫	基本料金	1契約	12,960円(6ヶ月)
	入金鞆紛失・毀損	1個	1,080円
	入金鞆正鍵紛失・毀損	1個	
	外扉鍵紛失・毀損	1個	

(※1) カードの読み取り不能、罹災、名義変更・移管による再発行は、無料となります。

## 融資関連手数料

種類・内容			金 額	
不動産担保	新規設定	1契約	21,600円(※1)	
事業性(証貸)・個人ローン	全部繰上返済	1件	5,400円(※2)	
	条件変更	1件	5,400円(※2)	
住宅ローン	新規実行	1件	16,200円	
	全部繰上返済	全国保証付保	1件	32,400円
		上記以外	1件	5,400円
	条件変更	1件	5,400円(※2)	
金銭消費貸借契約証書(カードローンを除く)		1件	51円	
融資専用約束手形用紙代		1枚	30円	

(※1) 住宅ローンを含む個人ローンの設定及び追加設定、解除、変更等は除きます。

(※2) 残高5百万円以上かつ実行後半年経過、1件毎の手数料です。

## 両替手数料等

	受取・持込合計枚数	金 額
窓口利用(※1)	1～ 100枚	無 料
	101～1,000枚	324円
	1,001枚以上	1,000枚毎に324円加算
両替機	1～ 100枚	無 料
	101～ 500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001枚以上	1,000枚毎に300円加算
金種指定払戻 紙幣・硬貨(※2)(※3)	1～ 100枚	無 料
	101～1,000枚	324円
	1,001枚以上	1,000枚毎に324円加算
硬貨による入金(※3)	1～ 500枚	無 料
	501～1,000枚	324円
	1,001枚以上	1,000枚毎に324円加算

(※1) お客様が持ち込まれるあるいは持ち出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします。

(※2) 毎月の給与払い戻しは、無料です。

(※3) 個人のお客様(営業にかかわらない)の窓口での両替、金種指定での払い戻し、硬貨による入金は、無料です。

## 個人情報開示手数料

店頭受取	一律	540円
郵送受取	一律	864円

※別途、証明書発行手数料(1通あたり648円)が必要となります。

### 3. ATM お取扱時間別手数料〔税込〕

2019年7月1日現在

お取引 種類	お支払			お預入			お振込 <sup>(※1)</sup>				
	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料		
上田信用 金庫のカード	曜日	8:00～ 8:45	108円	曜日	8:00～21:00	0円	曜日	8:00～ 8:45	108円		
		平日	8:45～18:00					0円	平日	8:45～18:00	0円
			18:00～21:00					108円		平日	18:00～21:00
	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～19:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円		
		14:00～19:00	108円		日・祝	9:00～19:00		0円	日・祝	14:00～19:00	108円
							日・祝 9:00～19:00 108円				

全国信用 金庫のカード (※2)	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料
	平日	8:00～ 8:45	108円	平日	8:00～ 8:45	108円	平日	8:00～ 8:45	108円
		8:45～18:00	0円		8:45～18:00	0円		8:45～18:00	0円
		18:00～21:00	108円		18:00～21:00	108円		18:00～21:00	108円
	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円
		14:00～19:00	108円		14:00～19:00	108円		14:00～19:00	108円
				日・祝 9:00～19:00 108円			日・祝 9:00～19:00 108円		

八十二銀行のカード (※2)(※3)(※4)	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	
	平日	8:00～ 8:45	108円	平日	お取扱い できません	—	平日	8:00～ 8:45	108円	
		8:45～18:00	0円					平日	8:45～18:00	0円
		18:00～21:00	108円						平日	18:00～21:00
	土曜	9:00～19:00	108円	土曜	9:00～19:00	108円	土曜	9:00～19:00		108円
				日・祝 9:00～19:00 108円			日・祝 9:00～19:00 108円			

銀行等提携のカード (※2)(※3)	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料
	平日	8:00～ 8:45	216円	平日	8:00～ 8:45 <sup>(※5)</sup>	216円	平日	8:00～ 8:45	216円
		8:45～18:00	108円		8:45～18:00 <sup>(※5)</sup>	108円		8:45～18:00	108円
		18:00～21:00	216円		18:00～21:00 <sup>(※5)</sup>	216円		18:00～21:00	216円
	土曜	9:00～14:00	108円	土曜	9:00～14:00 <sup>(※5)</sup>	108円	土曜	9:00～14:00	108円
		14:00～19:00	216円		14:00～19:00 <sup>(※5)</sup>	216円		14:00～19:00	216円
				日・祝 9:00～19:00 <sup>(※5)</sup> 216円			日・祝 9:00～19:00 216円		

ゆうちょ銀行のカード (※2)	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	
	平日	8:00～ 8:45	216円	平日	8:00～ 8:45	216円	平日	お取扱い できません	—	
		8:45～18:00	108円		平日	8:45～18:00				108円
		18:00～21:00	216円			平日				18:00～21:00
	土曜	9:00～14:00	108円	土曜	9:00～14:00		108円	土曜	お取扱い できません	—
		14:00～19:00	216円		14:00～19:00	216円				
				日・祝 9:00～19:00 216円			日・祝 9:00～19:00 216円			

(※1) 記載の手数料の他に振込先および金額に応じて為替手数料が掛かります。

(※2) カード発行元の金融機関が休止している場合は、お取引頂けないことがあります。

(※3) 法人カードによるお取扱いはできません。

(※4) 八十二銀行のカードでの12月31日～1月3日の間の手数料は土・日・祝日扱いとなります。

(※5) 第二地銀、信用組合、労働金庫のうち一部の金融機関のカード、およびイオン銀行カードがご利用いただけます。

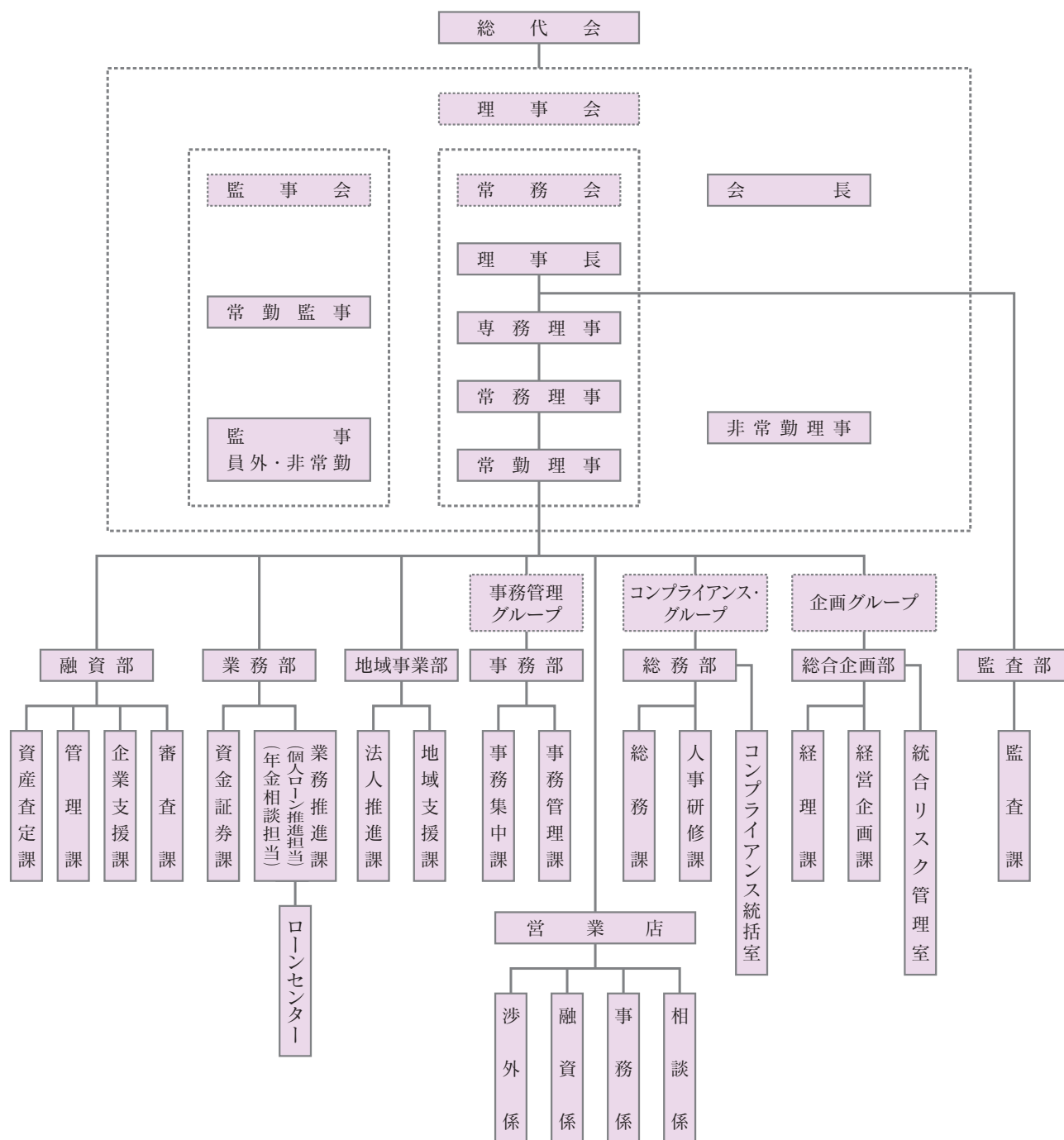
※この手数料は、当金庫のATMをご利用の場合であり、他金融機関のATMをご利用の場合は、その金融機関の所定の手数料が必要となります。

※この表のご利用時間帯は最長のお取扱い時間であり、それぞれのATMにより開始・終了の時間が異なります。

※土曜と祝日が重なる場合は、祝日の扱いとなります。



## 4. しんきんの機構



### 役員

(2019年6月末現在)

理事長	小池文彦	(代表理事)
専務理事	高橋俊彦	(代表理事)
常勤理事	大森忠久	
常勤理事	神崎久	
常勤理事	小井出広海	

非常勤理事	小林哲哉	
非常勤理事	小嶋修一	(職員外理事)
非常勤理事	榎山徹	(職員外理事)
常勤監事	両角辰紀	
非常勤監事	篠原捷四	(員外監事)

会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人 (2019年6月末現在)

(※1) 理事 小嶋修一、榎山徹は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 (※2) 監事 篠原捷四は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 5. 店舗のご案内

### ■上田信用金庫本支店

(2019年7月1日現在)

地区	店舗名	住所	電話番号	AED設置	夜間金庫	貸金庫	両替機	キャッシュコーナー	ATM 休日稼働	
上田市	本店営業店・川原柳支店	上田市材木町1丁目17番12号	(0268) 22-6262	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝	
	しんきんローンセンター上田	上田市材木町1丁目17番12号 (本店営業店内)	(0268) 29-6160 0120-019-416	—	—	—	—	—	—	
	駅前支店	上田市天神1丁目6番13号	(0268) 22-2485	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	大屋支店	上田市大屋468番地1	(0268) 35-0361	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	丸子支店	上田市上丸子1015番地1	(0268) 42-2841	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	常磐城支店	上田市中央西2丁目4番2号	(0268) 24-3434	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	常田支店	上田市常田2丁目15番17号	(0268) 25-1810	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝	
	塩田支店	上田市本郷766番地5	(0268) 38-7365	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	神科支店・真田支店	上田市住吉287番地4	(0268) 25-3737	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	城南支店	上田市中之条389番地7	(0268) 23-6550	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	川西支店	上田市小泉716番地5	(0268) 26-7755	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	よだくぼ支店	上田市武石沖202番地3	(0268) 85-0300	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	原町支店	上田市中央3丁目2番17号	(0268) 28-7511	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	東御市	とうみ支店	東御市常田580番地6	(0268) 64-3545	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝
佐久市		岩村田支店	佐久市岩村田810番地5	(0267) 67-3345	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝
		野沢支店	佐久市原563番地12	(0267) 62-1127	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝
小諸市	中込原支店	佐久市中込3089番地8	(0267) 63-1080	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	白田支店	佐久市白田112番地1	(0267) 82-7070	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	小諸支店	小諸市大手2丁目1番12号	(0267) 22-2233	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	和田森支店	小諸市大字和田966番地133	(0267) 25-0678	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
御代田町	しんきんローンセンター佐久	小諸市大字和田966番地133 (和田森支店内)	(0267) 31-0601 0120-055-416	—	—	—	—	—	—	
	御代田支店	北佐久郡御代田町大字御代田2427番地4	(0267) 32-3455	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
軽井沢町	軽井沢支店	北佐久郡軽井沢町大字長倉2984番地1	(0267) 46-0331	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

### ■店舗外キャッシュサービスコーナー

地区	店外 キャッシュコーナー	平日 ご利用時間	土・日・祝日 稼働の有無
上田市	上田市役所	9:00~18:00	ご利用いただけません
	ザ・ビッグしおだ野店	9:00~21:00	○
	やおふく古里店	8:45~20:00	○
	真田出張所(真田地域自治センター内)	9:00~18:00	ご利用いただけません

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

地区	店外 キャッシュコーナー	平日 ご利用時間	土・日・祝日 稼働の有無
小諸市	西友小諸小原店	9:00~20:00	○
佐久市	西友岩村田相生店	9:00~20:00	○
	イオンモール佐久平店	9:00~21:00	○
軽井沢町	軽井沢町役場	8:45~18:00	ご利用いただけません

### ■付帯施設ご案内

#### しんきんイベントホール・ギャラリー

芸術文化活動の支援と育成を目的として、開館しております。尚、当ホールにAEDを設置しております。



イベントホール



ギャラリー

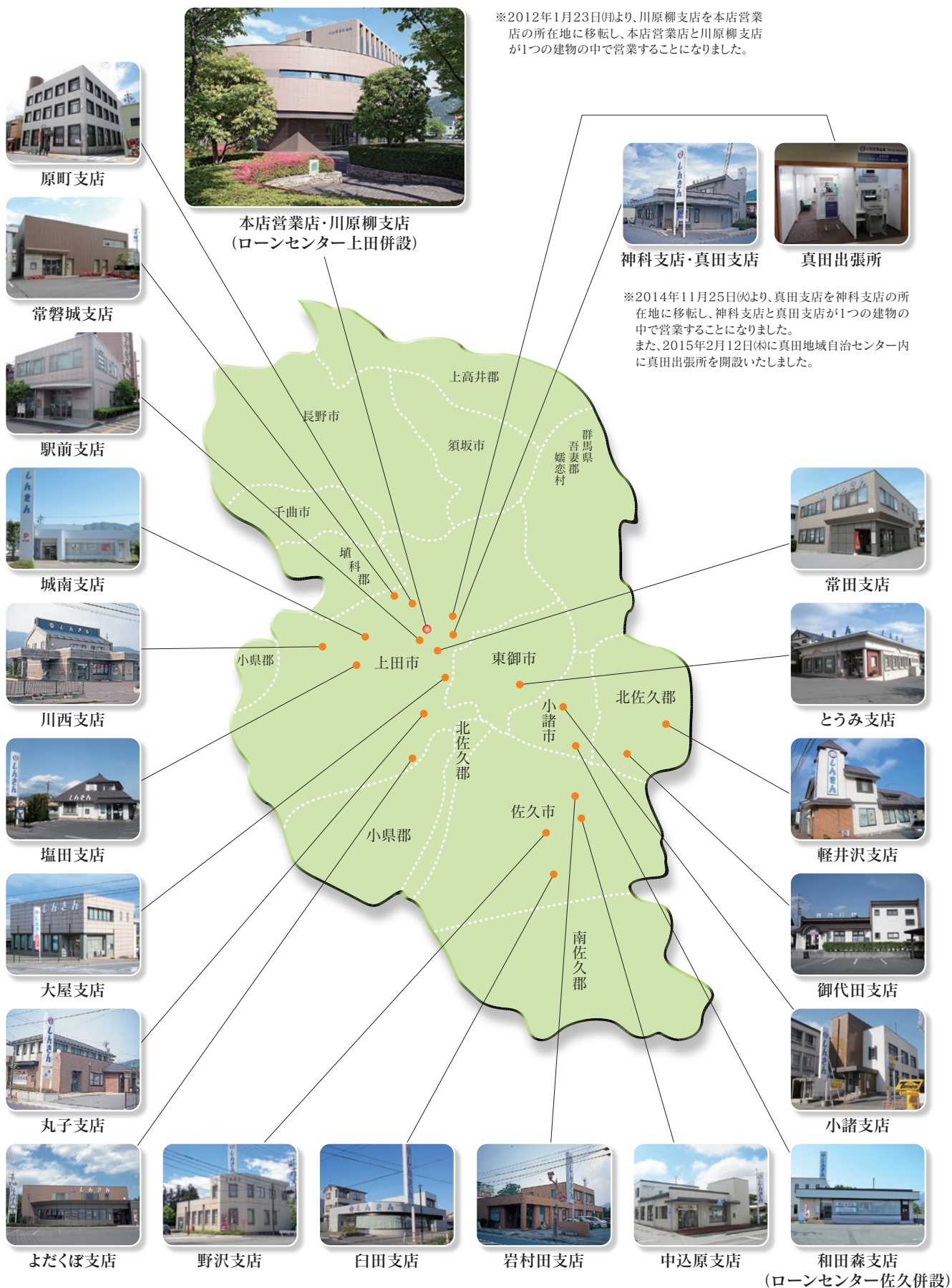
お問い合わせ：総務課 TEL.0268-22-6260

#### AED設置店舗

上記店舗にAED機器を設置し、もしもの時にご利用いただけるようになっております。使用方法は設置店の職員にお聞き下さい。



## 6. 店舗網のご案内図





## 7. 信金中央金庫のご紹介



# 信金中央金庫

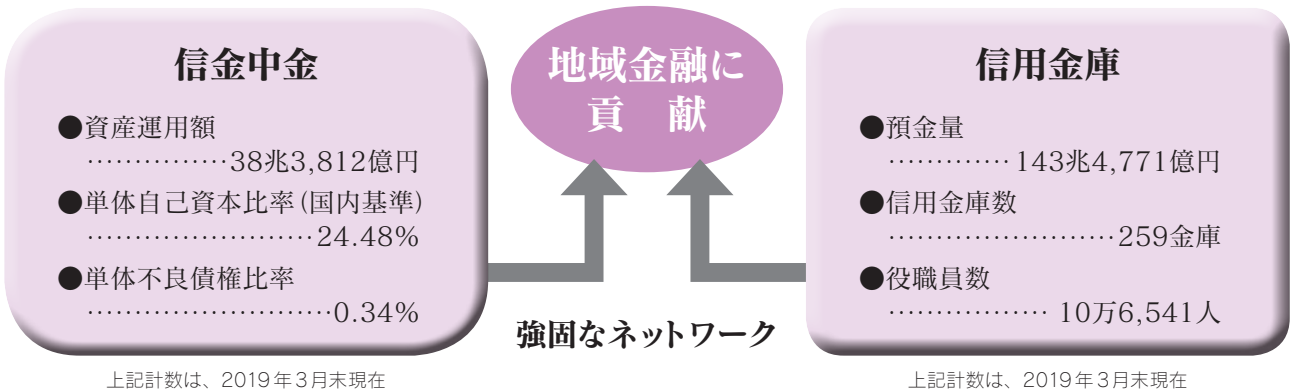
～信用金庫のセントラルバンク～

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、1950年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持っており、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて37兆3,866億円（2019年3月末残高）、総資産は39兆4,327億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



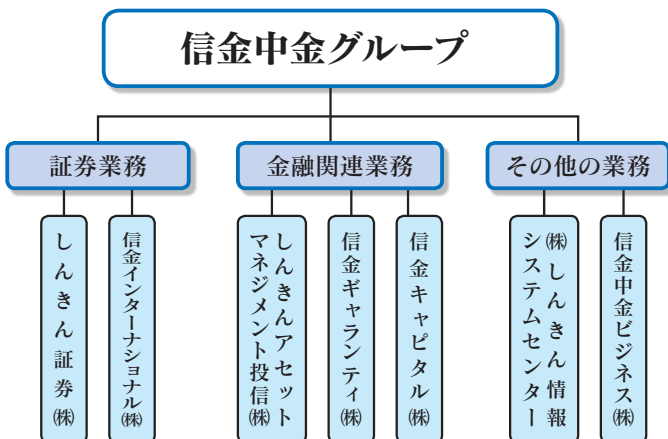
### 個別金融機関としての役割

- ① 総合的な金融サービスを提供する金融機関  
預金業務、債券（金融債）業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務、信託業務など
- ② わが国有数の機関投資家  
総額約38兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③ 地域社会に貢献する金融機関  
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

### 信用金庫の中央金融機関としての役割

- ① 信用金庫の業務機能の補完
  - 信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチング、インバウンド需要の取込み等の支援
  - 信用金庫との共同による中小企業のライフステージに応じた各種支援、地域活性化コンサルティング
  - 個人向け信託商品の提供
  - 信用金庫顧客の海外進出支援
- ② 信用金庫業界の信用力の維持・向上
  - 信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

### 総合力で地域金融をバックアップ



### 格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2019年4月末現在

## 第3章 資料編

1. 貸借対照表 .....	50
2. 損益計算書 .....	52
3. 剰余金処分計算書 .....	53
貸借対照表の注記 .....	54
損益計算書の注記 .....	55
4. 詳細資料 .....	56
1. 主要な業務の状況を示す指標 .....	56
2. 預金に関する指標 .....	57
3. 貸出金等に関する指標 .....	58
4. 有価証券等に関する指標 .....	60
5. その他 .....	62
6. 自己資本の充実の状況に関する開示 .....	64

# 1. 貸借対照表

## 貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
現 金	5,071	4,662
預 け 金	52,080	50,179
買 入 金 銭 債 権	2,149	1,551
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	93,902	96,393
国 債	12,655	11,060
地 方 債	21,199	21,050
短 期 社 債	—	—
社 債	39,709	39,307
株 式	1,847	1,753
そ の 他 の 証 券	18,491	23,222
貸 出 金	112,329	118,935
割 引 手 形	1,618	1,494
手 形 貸 付	7,677	9,679
証 書 貸 付	99,250	103,506
当 座 貸 越	3,783	4,255
そ の 他 資 産	1,577	1,613
未 決 済 為 替 貸	43	65
信 金 中 金 出 資 金	1,153	1,153
前 払 費 用	4	3
未 収 収 益	255	262
そ の 他 の 資 産	120	128
有 形 固 定 資 産	3,624	3,547
建 物	1,389	1,307
土 地	1,927	1,942
リ ー ス 資 産	75	125
建 設 仮 勘 定	15	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	215	172
無 形 固 定 資 産	209	141
ソ フ ト ウ ェ ア	138	131
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	70	9
前 払 年 金 費 用	26	57
繰 延 税 金 資 産	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	146	113
貸 倒 引 当 金	△ 1,911	△ 1,626
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,827)	(△ 1,606)
資 産 の 部 合 計	269,205	275,568

### 資産

お客様からお預かりした預金をどのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券等で運用しています。また、土地、建物などの保有資産の状況も表わしています。

### 預け金

当金庫が他の金融機関に預けている資金で、主に信金中央金庫の普通預金、定期預金にて運用しています。

### 有価証券

国債や社債・株式などの有価証券に投資した資金です。

### 未決済為替貸

他の金融機関からの振込などをお客様に支払った場合の、当金庫が立替払いをした資金です。

### 債務保証見返

お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表しています。

### 貸倒引当金

貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込み、あらかじめ積み立てておくものです。個別貸倒引当金は、個別債権ごとの回収可能性等により引当計上し、一般貸倒引当金は貸倒実績率に基づき計上しています。



## (負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

### 負債

ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどがお客様からお預かりしている預金です。

### 未決済為替借

お客様から振込依頼を受けた時、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に留保しておくものです。

### 給付補填備金

定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、未払いの給付補填備金の所要額(未払利息相当額)を留保しているものです。

### 債務保証

お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することにより他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主には、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫の代理貸付に伴って行われる保証であります。

### 会員勘定

会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益を合算したものであり、一般的には「自己資本」といいます。

科 目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	248,246	251,789
当 座 預 金	4,516	4,032
普 通 預 金	86,878	93,961
貯 蓄 預 金	1,382	1,501
通 知 預 金	26	26
定 期 預 金	142,212	138,146
定 期 積 金	12,691	13,275
そ の 他 の 預 金	537	844
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	900	3,000
借 入 金	900	3,000
当 座 借 越 形	—	—
再 割 引 手 形	—	—
そ の 他 の 負 債	703	767
未 決 済 為 替 借 借	74	98
未 払 払 費 用 金	415	379
給 付 補 填 備 金	16	19
未 払 法 人 税 等	1	1
前 受 収 益 金	61	71
払 戻 未 済 分	4	4
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	2	2
リ ー ス 債 務	95	161
資 産 除 去 債 務	11	11
そ の 他 の 負 債	19	17
賞 与 引 当 金	98	93
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	622	628
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	55	53
偶 発 損 失 引 当 金	58	52
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	30	22
繰 延 税 金 負 債	223	318
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	146	113
負 債 の 部 合 計	251,085	256,838
(純資産の部)		
出 資 金	716	718
普 通 出 資 金	716	718
利 益 剰 余 金	16,298	16,713
利 益 準 備 金	712	716
そ の 他 利 益 剰 余 金	15,585	15,996
特 別 積 立 金	15,000	15,500
( 税 効 果 積 立 金 )	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	585	496
( 又 は 当 期 未 処 理 損 失 金 )	—	—
会 員 勘 定 合 計	17,015	17,432
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,105	1,298
( マイナス表示は借方残高 )	—	—
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,105	1,298
( マイナス表示は借方残高 )	—	—
純 資 産 の 部 合 計	18,120	18,730
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	269,205	275,568

## 2. 損益計算書

### 損益計算書

(単位：千円)

#### 資金運用収益

資金を貸出金や有価証券で運用して得た利息収益です。

#### 役務取引等収益

お客様から受け入れた振込手数料や投資信託の販売に伴う手数料などの収益です。

#### 資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。この費用の大部分は預金利息です。

#### 役務取引等費用

為替の取次手数料や債務保証を受けた場合などに支払う保証料など、他から受け入れた役務の対価として支払う費用です。

#### 貸倒引当金繰入額

回収不能が見込まれる貸出金を費用処理したものです。貸倒処理は間接償却といわれる「貸倒引当金繰入額」(損失見込額を貸倒引当金として計上する)及び直接償却といわれる「貸出金償却」(貸出金を直接減価する)の2種類があります。

#### 法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

科 目	2017年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	2018年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
経 常 収 益	3,949,520	3,863,091
資 金 運 用 収 益	3,011,529	3,007,123
貸 出 金 利 息	1,900,920	1,872,034
預 け 金 利 息	169,434	160,773
有 価 証 券 利 息 配 当 金	908,561	939,230
そ の 他 の 受 入 利 息	32,613	35,084
役 務 取 引 等 収 益	258,148	259,462
受 入 為 替 手 数 料	146,759	145,744
そ の 他 の 役 務 収 益	111,388	113,718
そ の 他 業 務 収 益	85,874	71,250
国 債 等 債 券 売 却 益	56,974	34,098
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	28,900	37,151
そ の 他 経 常 収 益	593,967	525,255
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	244,781	245,822
償 却 債 権 取 立 益	176,702	106,198
株 式 等 売 却 益	150,994	146,313
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	21,487	26,920
経 常 費 用	3,395,478	3,293,719
資 金 調 達 費 用	140,857	125,403
預 金 利 息	130,843	115,769
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	6,197	6,280
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	1,306	1,632
そ の 他 の 支 払 利 息	2,510	1,721
役 務 取 引 等 費 用	276,641	274,495
支 払 為 替 手 数 料	60,842	60,220
そ の 他 の 役 務 費 用	215,799	214,275
そ の 他 業 務 費 用	39,864	19,690
国 債 等 債 券 売 却 損	16,674	13,802
国 債 等 債 券 償 還 損	22,999	5,667
国 債 等 債 券 償 却 損	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	190	221
経 常 費 用	2,780,939	2,713,863
人 件 費	1,690,993	1,661,517
物 件 費	1,030,985	994,853
税	58,960	57,492
そ の 他 経 常 費 用	157,176	160,265
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 出 金 償 却	126,658	103,603
株 式 等 売 却 損	5,358	38,680
株 式 等 償 却 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	25,158	17,982
経 常 利 益	554,041	569,371
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	95,121	116,870
固 定 資 産 処 分 損	—	—
減 損 損 失	95,121	116,870
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	458,920	452,501
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,576	1,576
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,121	21,982
当 期 純 利 益	467,465	428,942
繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )	118,255	67,859
当 期 未 処 分 剰 余 金	585,721	496,802

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

### 3. 剰余金処分計算書

#### 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第97期 (2018年3月31日現在)	第98期 (2019年3月31日現在)
当 期 未 処 分 剰 余 金 積 立 金 取 崩 額 特 別 積 立 金 う ち 目 的 積 立 金	585,721 —	496,802 —
剰 余 金 処 分 額 利 益 準 備 金 普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 ( 配 当 率 ) 役 員 賞 与 金 特 別 積 立 金 う ち 目 的 積 立 金	517,861 3,611 14,250 (年 2%) — 500,000 —	416,364 2,041 14,323 (年 2%) — 400,000 —
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	67,859	80,437

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月21日

上田信用金庫  
理事長



2017年度及び2018年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。



## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 38年～50年  
その他 5年～7年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。必要額の見積り方法は、過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて予想損失率を求め、個別債務者ごとに予想損失率を乗じて算定しております。ただし、破綻懸念先に係る債権のうち一定額以上の大口債務者に対する債権については、キャッシュ・フロー等に基づき今後3年間(ただし経営改善計画書が策定されている場合は5年間)の回収可能見込額を見積り、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除し、かつ当該回収可能見込額を減算した残額を貸倒引当金として計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,136百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理  
また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)	
年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の給付債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△ 136,747百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分)	
当金庫掛金拠出額	8百万円
制度全体の掛金拠出額	5,758百万円
当金庫の掛金拠出割合	0.1511%
③補足説明	

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円(平成30年3月31日現在)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上当該償却に充てられる特別掛金29百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗ることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
  - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
  - 消費税および地方消費税の会計処理は、費用関係は税込み、資産関係は税抜きの折衷方式を採用しております。
  - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額54百万円
  - 有形固定資産の減価償却累計額4,693百万円
  - 貸出金のうち、破綻先債権額は59百万円、延滞債権額は5,871百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,002百万円であります。  
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,494百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 547百万円  
預け金 4,200百万円  
担保資産に対応する債務  
その他の預金 147百万円  
借入金 3,000百万円  
上記のほか、為替決済、当座貸越契約等の取引の担保として預け金8,702百万円差入れております。  
また、その他の資産には、保証金4百万円および敷金3百万円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 13,031円94銭
- 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務、および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
なお、当金庫はデリバティブ取引を行わない方針であります。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、貸出金及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会ならびに理事会を開催し、審議・経営陣への報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部及び統合リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には統合リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM統合リスク管理委員会に報告し協議すると共に、四半期ベースで理事会に報告しております。  
(ii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。  
このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
非上場株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。  
(iii)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であり、金利リスク量をVaRにより月次で計測し、計測されたリスク量がリスク限度額の枠内となるように管理しております。金利リスクに関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在の金利リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,461百万円です。  
また、「有価証券」のうち株式については、価格変動リスク量をVaRにより日次で計測し、月末時点のVaRにより価格変動リスク量がリスク限度額の枠内となるように管理しております。株式に関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間720営業日)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在の価格変動リスク量(損失額の推計値)は、全体で455百万円です。  
ただし、金利リスク、価格変動リスクに関するVaRは、過去の観測期間におけるリスクファクターの変動をベースとして、将来の保有期間における一定の発生確率のもとでのリスク量を計測しており、通常では考えられない市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。  
③資金調達に関する流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。  
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	50,179	51,675	1,495
(2)有価証券	96,364	96,763	399
満期保有目的の債券	5,034	5,433	399
その他の有価証券	91,330	91,330	—
(3)貸出金(※1)	118,935	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 1,626	—	—
	117,308	121,112	3,804
金融資産計	263,852	269,551	5,698
(1)預金積金	251,789	252,196	407
(2)借入金(※1)	3,000	3,029	29
金融負債計	254,789	255,226	437

(※1) 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、25.から28.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	29
組 outputs 出資金(※1)	1,153
合 計	1,182

(※1) 非上場株式及び組 outputs 出資金については、市場価額が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	13,591	10,510	5,000	10,000
有価証券	9,024	36,777	24,020	10,867
満期保有目的の債券	1,052	2,292	391	1,296
その他の有価証券の内満期があるもの	7,971	34,484	23,628	9,571
貸出金(※2)	27,690	32,758	23,157	30,360
合 計	50,306	80,045	52,177	51,228

(※1) 預け金の内、期間の定めが無いものは含めておりません。  
(※2) 貸出金の内、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	208,369	42,185	—	101
借入金	100	400	2,500	—
合 計	208,469	42,585	2,500	101

(※) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

売買目的有価証券 該当ありません

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	2,532	2,881	348
	地方債	1,399	1,420	21
	社 債	399	404	4
	その他	702	727	24
	小 計	5,034	5,433	399
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		5,034	5,433	399

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	865	705	159
	債 券	66,039	64,587	1,451
	国 債	8,527	8,178	349
	地方債	19,651	19,158	492
	社 債	37,860	37,250	609
	その他	13,155	12,496	659
小 計	80,059	77,789	2,270	
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	858	1,006	△ 147
	債 券	1,046	1,051	△ 4
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	1,046	1,051	△ 4
	その他	9,364	9,695	△ 331
小 計	11,270	11,754	△ 483	
合 計		91,330	89,543	1,786

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	524	120	38
債 券	632	12	—
国 債	198	5	—
地方債	203	3	—
社 債	230	3	—
そ の 他	1,019	47	19
合 計	2,176	180	58

28. 減損処理を行った有価証券

該当ありません

29. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

30. その他の金銭の信託

該当ありません

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,258百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,899百万円あります。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	984百万円
退職給付引当金	171百万円
その他	864百万円
繰延税金資産小計	2,021百万円
評価性引当額	△ 1,851百万円
繰延税金資産合計	170百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	488百万円
繰延税金負債合計	488百万円
繰延税金負債の純額	318百万円

## 損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 298円42銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

地 域	用 途	種 類	減損損失
上田市	営業用店舗1店舗	建物・その他の有形固定資産・リース資産・無形固定資産	111,678
上田市	営業用店舗1店舗	土地・リース資産	5,192
合 計			116,870

営業用店舗については、営業店ごとに継続的な収支の把握を行っていることから各営業店(子店のように母店と相互補充関係が強い店舗は母店とグルーピング)を、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。本部、倉庫等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループ2カ所の帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額116,870千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。

## 4. 詳細資料

### 1. 主要な業務の状況を示す指標

※資料編の各種係数は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 ※当金庫は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

#### ■業務粗利益

(単位：千円)

区 分	2017年度	2018年度
資金運用収支	2,870,672	2,881,720
資金運用収益	3,011,529	3,007,123
資金調達費用	140,857	125,403
役務取引等収支	△ 18,492	△ 15,032
役務取引等収益	258,148	259,462
役務取引等費用	276,641	274,495
その他の業務収支	46,010	51,559
その他業務収益	85,874	71,250
その他業務費用	39,864	19,690
業務粗利益	2,898,189	2,918,246
業務粗利益率	1.10%	1.10%

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(2017年度 -千円、2018年度 -千円)を控除して表示しております。  
 2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

#### ■資金運用収支の内訳

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
資金運用勘定	261,119	263,727	3,011,529	3,007,123	1.15	1.14
うち貸出金	111,726	115,158	1,900,920	1,872,034	1.70	1.62
うち預け金	53,305	50,639	169,434	160,773	0.31	0.31
うち有価証券	93,114	94,440	908,561	939,230	0.97	0.99
うち買入金銭債権	1,772	2,287	3,848	6,320	0.21	0.27
資金調達勘定	250,052	252,623	140,857	125,403	0.05	0.04
うち預金積金	249,013	251,409	137,040	122,049	0.05	0.04
うち借入金	932	1,104	1,306	1,632	0.14	0.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2017年度 157百万円、2018年度 151百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2017年度 -百万円、2018年度 -百万円)及び利息(2017年度 -千円、2018年度 -千円)を、それぞれ控除して表示しております。

#### ■利鞘

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
資金運用利回	1.15	1.14
資金調達原価率	1.15	1.11
総資金利鞘	0.00	0.02

#### ■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	2017年度			2018年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	68,866	△ 102,404	△ 33,538	34,253	△ 38,660	△ 4,406
うち貸出金	59,593	△ 168,425	△ 108,832	63,598	△ 92,484	△ 28,885
うち預け金	5,822	△ 24,527	△ 18,704	△ 8,661	—	△ 8,661
うち有価証券	3,081	87,002	90,084	12,946	17,723	30,669
支払利息	3,859	△ 31,838	△ 27,979	1,384	△ 16,838	△ 15,454
うち預金積金	3,383	△ 33,606	△ 30,222	1,225	△ 16,216	△ 14,991
うち借入金	707	4	711	256	69	326

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて投分しております。



## ■総資産利益率

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.20	0.20
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.17	0.15

(注) 総資産経常利益率 =  $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産} - \text{債務保証見返}} \times 100$

(注) 総資産当期純利益率 =  $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産} - \text{債務保証見返}} \times 100$

## 2. 預金に関する指標

### ■預金者別残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	増 減
個人	191,667	194,815	3,148
一般法人	45,430	45,631	201
公 金	11,126	11,319	193
金融機関	23	24	1
合 計	248,246	251,789	3,543

### ■預金平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
流動性預金	91,907	96,877
うち有利息預金	80,702	84,144
定期性預金	156,500	153,869
うち固定金利定期預金	144,163	140,881
うち変動金利定期預金	58	57
その他	606	662
合 計	249,013	251,409

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### ■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
固定金利定期預金	142,153	138,089
変動金利定期預金	58	56
合 計	142,212	138,146

### 3.貸出金等に関する指標

#### ■貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
割 引 手 形	1,615	1,475
手 形 貸 付	7,083	8,047
証 書 貸 付	99,368	101,804
当 座 貸 越	3,657	3,831
合 計	111,726	115,158

#### ■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
貸出金	112,329	118,935
うち変動金利	43,373	45,139
うち固定金利	68,956	73,796

#### ■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当 金 庫 預 金 積 金	4,303	37	4,242	28
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	12,007	26	12,243	22
そ の 他	4	—	3	—
信用保証協会・信用保険	17,514	—	17,850	—
保 証	21,495	19	22,463	13
信 用	57,003	62	62,132	49
合 計	112,329	146	118,935	113

#### ■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設 備 資 金	43,988	39.16	46,553	39.14
運 転 資 金	68,340	60.84	72,382	60.86
合 計	112,329	100.00	118,935	100.00

#### ■預貸率

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
貸 出 金 ( 期 末 残 高 ) ( A )	112,329	118,935
預 金 ( 期 末 残 高 ) ( B )	248,246	251,789
預 貸 率	( A ÷ B )	45.24%
	期 中 平 均	44.86%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

区 分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)
製 造 業	431	14,796	13.17	421	15,995	13.44
農 業 ・ 林 業	15	59	0.05	13	86	0.07
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	387	7,488	6.66	398	7,715	6.48
電気・ガス・熱供給・水道業	16	255	0.22	20	303	0.25
情 報 通 信 業	9	643	0.57	13	747	0.62
運 輸 業 ・ 郵 便 業	39	2,837	2.52	43	3,215	2.70
卸 売 業 ・ 小 売 業	331	5,897	5.24	334	6,684	5.61
金 融 業 ・ 保 険 業	16	10,993	9.78	16	11,987	10.07
不 動 産 業	142	4,790	4.26	147	5,673	4.76
物 品 賃 貸 業	9	1,383	1.23	10	1,341	1.12
学術研究・専門・技術サービス業	16	299	0.26	15	302	0.25
宿 泊 業	22	357	0.31	26	401	0.33
飲 食 業	173	2,004	1.78	173	2,078	1.74
生活関連サービス業、娯楽業	72	1,641	1.46	66	1,755	1.47
教 育 、 学 習 支 援 業	7	2,197	1.95	7	2,381	2.00
医 療 ・ 福 祉	66	4,799	4.27	66	4,537	3.81
そ の 他 の サ ー ビ ス	200	5,406	4.81	213	5,065	4.25
地 方 公 共 団 体	17	15,530	13.82	17	16,930	14.23
個 人	9,111	30,945	27.54	8,942	31,730	26.67
合 計	11,079	112,329	100.00	10,940	118,935	100.00

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
消 費 者 ロ ー ン	6,886	7,191
住 宅 ロ ー ン	24,058	24,538
合 計	30,945	31,730

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2017年度	148	83	—	148	83
	2018年度	83	20	—	83	20
個別貸倒引当金	2017年度	2,099	1,827	92	2,007	1,827
	2018年度	1,827	1,606	38	1,788	1,606
合 計	2017年度	2,248	1,911	92	2,156	1,911
	2018年度	1,911	1,626	38	1,872	1,626

■貸出金償却・売却損の額

(単位：千円)

区 分	2017年度	2018年度
貸 出 金 償 却	126,658	103,603
貸 出 金 売 却 損	0	4

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示しております。



## 4. 有価証券等に関する指標

### ■商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

### ■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2017年度	1,917	3,489	1,031	2,220	1,168	2,828	—	12,655
	2018年度	1,715	2,652	1,858	1,142	471	3,219	—	11,060
地 方 債	2017年度	1,781	2,175	6,291	6,192	4,757	—	—	21,199
	2018年度	1,156	3,061	7,590	5,895	3,347	—	—	21,050
社 債	2017年度	5,185	11,536	10,000	6,411	6,372	203	—	39,709
	2018年度	6,052	9,356	11,454	8,139	2,994	1,309	—	39,307
株 式	2017年度	—	—	—	—	—	—	1,847	1,847
	2018年度	—	—	—	—	—	—	1,753	1,753
外 国 証 券	2017年度	100	501	102	526	710	6,801	—	8,742
	2018年度	100	100	702	432	1,597	6,539	—	9,473
その他の証券	2017年度	—	664	1,450	511	3,475	115	3,532	9,749
	2018年度	96	1,021	2,447	1,328	4,655	114	4,085	13,748
合 計	2017年度	8,985	18,366	18,876	15,862	16,483	9,948	5,379	93,902
	2018年度	9,121	16,193	24,053	16,937	13,066	11,182	5,838	96,393

### ■有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 債	12,734	11,682
地 方 債	20,608	20,824
社 債	40,445	38,628
株 式	1,462	1,604
外 国 証 券	8,625	9,163
そ の 他 の 証 券	9,237	12,535
合 計	93,114	94,440

### ■預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	
有 価 証 券 ( 期 末 残 高 ) ( A )	93,902	96,393	
預 金 ( 期 末 残 高 ) ( B )	248,246	251,789	
預 証 率	( A ÷ B )	37.82%	38.28%
	期 中 平 均	37.39%	37.56%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

### ■売買目的有価証券

該当ありません。

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2017年度			2018年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	2,539	2,901	361	2,532	2,881	348
	地 方 債	1,698	1,740	41	1,399	1,420	21
	社 債	599	611	11	399	404	4
	そ の 他	703	733	30	702	727	24
	小 計	5,541	5,987	445	5,034	5,433	399
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	5,541	5,987	445	5,034	5,433	399	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2017年度			2018年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	1,364	1,094	269	865	705	159
	債 券	64,787	63,331	1,456	66,039	64,587	1,451
	国 債	10,115	9,774	340	8,527	8,178	349
	地 方 債	19,300	18,790	509	19,651	19,158	492
	社 債	35,372	34,765	606	37,860	37,250	609
	そ の 他	7,228	6,905	322	13,155	12,496	659
	小 計	73,380	71,331	2,049	80,059	77,789	2,270
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	453	496	△ 42	858	1,006	△ 147
	債 券	3,937	3,943	△ 5	1,046	1,051	△ 4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	200	200	0	—	—	—
	社 債	3,737	3,742	△ 5	1,046	1,051	△ 4
	そ の 他	10,559	11,040	△ 480	9,364	9,695	△ 331
	小 計	14,951	15,479	△ 528	11,270	11,754	△ 483
合 計	88,331	86,810	1,521	91,330	89,543	1,786	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	29	29
組 合 出 資 金	1,200	1,153
合 計	1,229	1,182

(注) 1. 非上場株式、組合出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

- 金銭の信託 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- その他の金銭の信託 該当ありません。

■デリバティブ取引等の時価等

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引は、いずれも行っておりません。

## 5. その他

■採用している退職給付制度の概要

①退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2017年度	2018年度
退職給付債務(A)	1,901,185	1,871,795
年金資産(B)	1,296,125	1,288,895
前払年金費用(C)	△ 26,943	△ 57,779
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	9,935	11,803
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	622,069	628,875

②退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2017年度	2018年度
勤務費用(A)	96,220	95,416
利息費用(B)	4,976	3,637
期待運用収益(C)	△ 26,347	△ 26,390
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 5,286	△ 12,258
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	69,562	60,404

③退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(単位：千円)

区 分	摘 要	
	2017年度	2018年度
(1)割引率	0.19%	0.06%
(2)長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3)退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	— 年	
(5)数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	— 年	

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。



## ■役職員の報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 支払手段    c. 決定時期と支払時期

#### (2) 2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」57百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 6. 自己資本の充実の状況に関する開示

### 1. 定性的開示事項

#### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金と利益剰余金から構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	上田信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	718百万円

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2019年3月末現在の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る15.98%であり、健全性が確保されている状況と考えております。

又、当金庫では、統合的リスク管理の一環として、各リスクカテゴ

リー毎にリスク資本を配賦し、各リスク限度枠に対する各リスク量の状況を月末毎にモニタリングし、自己資本の充実度の評価並びにリスク量のコントロールを行う体制としております。

#### 3. 信用リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべきリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。また、VaRの計測により信用リスクの計量化を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM統合リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣（理事会）に報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先については、債務ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じ算出しております。また個別貸倒引当金に関して、破綻先、実質破綻先は債権額から優良担保・優良保証、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未保全額（Ⅲ・Ⅳ分類額）を引当・償却対象額として算出しています。

破綻懸念先は、優良保証・優良担保、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未

保全額（Ⅲ分類額）に対し貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。但し、一定額以上の大口先は、Ⅲ分類額からキャッシュフローに基づき算出した回収見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しています。

尚、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をリスク・アセットといい、自己資本比率を算出する際、分母に相当する額となります。リスク・ウェイトとは、このリスク・アセットを求める時、使用する掛け目のことをいいます。

当金庫の保有する資産の一部（有価証券など）について、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けはございません。

使用適格格付機関
●株式会社格付投資情報センター (R&I)
●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
●S&Pグローバル・レーティング (S&P)

#### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「規程」等により適切な事務取扱並びに適正な管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証及び政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取

引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「規程」等により適切な取扱いに努めております。

尚、信用リスクの削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、昨年度は保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございました。ただし、間接的なものであり、且つ金額的にも少額な為、当

金庫としては、特段の管理は行っておりません。また、2018年度につきましては該当ございません。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え第三者に売却して流動化することです。証券化エクスポージャーとは、証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫ではオリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。投資家にあたるものとしては、有価証券投資の一環として購入したものがこれにあたりますが、2018年度につきましては、保有している買入金銭債権に伴う保有となっております。

なお、当該証券投資に係るリスク管理体制としては、商品構造、裏付け資産の状況、適格格付機関の付与する格付情報、パフォーマンス情報等を継続的に把握する体制を整備し、適切な管理を行う事としております。

### (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫の「余資運用基準」へ、証券化エクスポージャーへの投資時の検討内容、保有後の裏付け資産の状況、適格格付機関の付与する格付情報、パフォーマンス情報等の継続的な把握・管理体制を定め、証券化商品に関する適切な管理に努める事としております。

### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

### (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) を採用しております。

### (5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### (6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

使用適格格付機関
●株式会社格付投資情報センター (R&I)
●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
●S&Pグローバル・レーティング (S&P)

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範囲に存在しています。

当金庫では業務運営上、お客様に安心してお取引いただくために、事務リスク（事務処理のミスや事故、不正等により損失を被るリスク）とシステムリスク（コンピューターシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスク）については、特に重要度の高いリスクとして認識し、関連する各種のリスクについて「リスク管理規程」にて、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、可能な限り回避し顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能とし

ての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会等にて協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等の経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

## 8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、公募不動産投資信託 (J-REIT)、上場優先出資証券、信金中金等への出資金が該当します。

上場株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券など株式関連商品への投資は、株価変動によるリスクが大きいため、投機的ではなく、中・長期的観点から含み益確保を主目的とした健全性重視の投資をおこなうことを主眼とし、当金庫が定める「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理をおこなっております。

リスクについては、上場株式及び日次で時価の把握できる投資

信託等を対象に、日次ベースで時価評価額の変動額、VaR (バリュアットリスク) 等のリスク量を計測管理して経営陣へ週次報告を行うと共に、保有限度額や損失限度額、リスク限度枠の遵守状況等について、月次でALM統合リスク管理委員会、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、信金中金等への出資に関しても、当金庫が定める「自己査定基準」に基づいた適正な管理をおこなっております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理をおこなっております。



## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的に計測・評価を行い、経営の健全性確保や収益性確保に努めております。

リスク量としては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシポイントバリュー）、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、旧アウトライヤー基準によるリスク量等、複数のリスク指標を計測・評価して金利リスクの状況を把握・管理する態勢としております。

なお、計測したリスク指標のうちVaRを使用して金利リスクのリスク限度枠管理を行っております。

また、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM/収益管理システムにより定期的に計測をおこない、ALM統合リスク管理委員会で協議検討をするとともに経営陣へ報告をおこなうなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

\* VaR… 現状の金融資産・負債を将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率（信頼水準）の範囲内で予想される最大損失額

\* BPV… 金利が全期間一律1bp（0.01%）上昇した場合の、金融資産・負債の現在価値の変化額

### (2) 金利リスク算定手法の概要

- 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）
  - 〈流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期〉  
1.25年となっております。
  - 〈流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期〉  
2.5年となっております。
  - 〈流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提〉

当庫におけるコア預金の定義は、流動性預金残高の50%相当額で、且つその全額が2.5年後に満期が来るものとしております。

〈固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提〉

当局の定める保守的な前提の反映により考慮しております。

〈複数の通貨の集計方法及びその前提〉

保守的に通貨毎に算出したΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しております。

〈スプレッドに関する前提〉

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

〈内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提〉

特にございません。

〈前事業年度末の開示からの変動に関する説明〉

当期から計測を開始しているため、前期は計測しておりません。

〈計測値の解釈や重要性に関するその他の説明〉

現状、ΔEVEは自己資本の額の20%を超過しておりますが、複数のリスク指標を計測・評価して金利リスクの状況を把握・管理する態勢とし、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### • 内部管理上使用した金利リスク

〈リスク指標〉	〈計測手法〉
VaR	分散・共分散法、観測期間5年、保有期間120日、信頼水準99%
BPV	再評価法、金利ショック幅100bp（1%）
アウトライヤー基準	GPS方式、金利ショック幅99パーセントイル値、観測期間5年、保有期間1年

※リスク計測の頻度：月次単位（前月末基準）

## II. 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項 目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,001		17,417
うち、出資金及び資本剰余金の額	716		718
うち、利益剰余金の額	16,298		16,713
うち、外部流出予定額(△)	14		14
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	141		73
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	141		73
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,143		17,490
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>			

次ページに続きます▶



前ページからの続きです

(単位：百万円)

無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	121	30	102
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	121	30	102
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	20	5	13
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	15	3	41
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	157		157
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,985		17,333
<b>リスク・アセット等 (3)</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	95,944		102,515
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,658		△ 2,195
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	30		
うち、繰延税金資産	5		
うち、前払年金費用	3		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,697		△ 2,195
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,963		5,941
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	101,907		108,457
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率((ハ) / (二))	16.66%		15.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### III. 定量的な開示事項

#### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	95,944	3,837	102,515	4,100
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	99,010	3,960	95,923	3,836
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	0	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	67	2	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	221	8	219	8
我が国の政府関係機関向け	951	38	1,000	40
地方三公社向け	180	7	78	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,532	581	14,637	585
法人等向け	31,679	1,267	33,631	1,345
中小企業等向け及び個人向け	22,174	886	23,435	937
抵当権付住宅ローン	2,390	95	2,316	92
不動産取得等事業向け	4,313	172	4,663	186
3か月以上延滞等	177	7	83	3
取立未済手形	8	0	13	0
信用保証協会等による保証付	796	31	843	33
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,490	259	3,790	151
出資等のエクスポージャー	6,490	259	3,790	151
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,022	600	11,201	448
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,412	256	4,910	196
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	577	23	528	21
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,832	273	4,571	182
② 証券化エクスポージャー	298	11	144	5
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	298	11	144	5
再証券化	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	242	9	—	—
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	8,642	345
ルック・スルー方式	—	—	8,642	345
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	39	1	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,697	△ 147	△ 2,195	△ 87
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	18	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	32	1	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,963	238	5,941	237
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	101,907	4,076	108,457	4,338

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等の事です。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

## (2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ 取 引			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国 内	261,023	254,606	112,819	119,198	72,208	70,060	—	—	234	116
国 外	8,813	9,414	—	—	8,813	9,414	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>269,836</b>	<b>264,021</b>	<b>112,819</b>	<b>119,198</b>	<b>81,021</b>	<b>79,475</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>234</b>	<b>116</b>
製 造 業	20,302	20,735	15,301	16,537	3,502	3,053	—	—	8	0
農 業、林 業	140	184	140	184	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9,012	8,979	8,288	8,527	600	400	—	—	38	29
電気・ガス・熱供給・水道業	851	1,002	295	346	501	601	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,163	1,817	644	748	300	701	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	14,539	13,890	2,869	3,244	11,356	10,577	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	7,666	7,988	6,231	7,011	1,200	801	—	—	37	30
金 融 業、保 険 業	90,238	90,884	11,106	12,071	25,391	27,112	—	—	—	—
不 動 産 業	11,058	11,193	5,167	6,057	2,302	2,502	—	—	33	28
物 品 賃 貸 業	2,694	2,351	1,392	1,349	1,301	1,000	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	376	376	376	376	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	396	441	396	441	—	—	—	—	0	0
飲 食 業	2,531	2,588	2,531	2,588	—	—	—	—	53	9
生活関連サービス業、娯楽業	2,242	2,172	1,939	2,070	300	100	—	—	9	—
教育、学習支援業	2,403	2,486	2,203	2,386	200	100	—	—	—	—
医 療、福 祉	5,085	4,839	5,085	4,839	—	—	—	—	2	—
その他のサービス	5,921	5,636	5,826	5,512	—	—	—	—	3	—
国・地方公共団体等	48,601	48,263	15,539	16,940	33,061	31,322	—	—	—	—
個 人	27,253	27,912	27,253	27,912	—	—	—	—	46	16
そ の 他	17,356	10,275	230	51	1,000	1,201	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>269,836</b>	<b>264,021</b>	<b>112,819</b>	<b>119,198</b>	<b>81,021</b>	<b>79,475</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>234</b>	<b>116</b>
1 年 以 下	55,140	53,584	20,068	20,638	9,092	9,123	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	34,309	32,695	9,085	10,477	17,554	14,987	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	34,705	36,936	13,557	11,789	17,017	21,166	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	28,272	31,458	9,887	11,317	14,868	15,050	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	35,362	24,698	15,015	16,249	12,674	8,287	—	—	—	—
10 年 超	64,285	68,847	44,455	48,189	9,713	10,658	—	—	—	—
期間の定めのないもの	17,760	15,801	750	536	100	200	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>269,836</b>	<b>264,021</b>	<b>112,819</b>	<b>119,198</b>	<b>81,021</b>	<b>79,475</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>234</b>	<b>116</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、ファンド型投資信託、未決済為替貸、未収収益、仮払金、有形固定資産などです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌59ページに記載しております。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示しております。

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		2017年度	2018年度
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製 造 業	691	622	△ 69	△ 52	622	569	—	100
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	208	139	△ 69	△ 38	139	100	22	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	31	2	△ 28	0	2	1	—	—
卸 売 業、小 売 業	80	49	△ 31	△ 14	49	34	1	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	494	383	△ 111	△ 24	383	359	92	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	22	13	△ 9	△ 4	13	8	—	—
飲 食 業	145	259	113	△ 17	259	242	2	2
生活関連サービス業、娯楽業	76	36	△ 39	△ 9	36	27	—	—
教 育、学 習 支 援 業	248	249	0	△ 2	249	246	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	18	1	△ 17	0	1	1	3	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	81	70	△ 11	△ 55	70	15	5	0
合 計	2,099	1,827	△ 272	△ 221	1,827	1,606	126	103

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,530	73,857	—	72,255
10%	—	19,781	—	20,710
20%	62,315	15,355	66,014	10,236
35%	—	6,830	—	6,619
50%	15,863	86	13,592	45
75%	—	26,216	—	27,714
100%	2,198	45,366	3,004	43,097
150%	—	58	—	19
250%	—	375	—	712
合 計	81,908	187,927	82,611	181,410

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,590	4,655	15,002	14,574	—	—
① ソブリン向け		—	—	7,881	8,022	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け		1,281	1,384	1,631	930	—	—
④ 中小企業等・個人向け		3,123	2,934	5,484	5,609	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン		12	34	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け		174	300	3	10	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等		—	—	1	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

長期決済期間取引は該当ありません。

#### 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	27	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
① 派生商品取引合計	62	—	62	—
(i) 外国為替関連取引	62	—	62	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	62	—	62	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

## (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

### ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

#### ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

##### a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	319	—	400	—
特定社債	0	—	—	—
匿名組合出資持分	19	—	—	—
投資法人向けローン	300	—	400	—

※2018年度につきましては、買入金銭債権に伴う保有となっております。

##### b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

#### ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

##### a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ ウェイト 区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	300	—	300	—	2	—	1	—
50%～100%未満	0	—	100	—	0	—	3	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	19	—	—	—	9	—	—	—
匿名組合出資持分	19	—	—	—	9	—	—	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

##### b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

#### ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

適用ございません。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

## (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,592	6,592	3,861	3,861
非 上 場 株 式 等	1,229	—	1,186	—
合 計	7,821	—	5,047	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 益	150	164
売 却 損	17	38
償 却	—	—

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	134	55

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	—	—

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		11,483
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー		—

## (8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク			
項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,104	
2	下方パラレルシフト	△ 8,871	
3	スティープ化	6,927	
4	フラット化	△ 4,258	
5	短期金利上昇	842	
6	短期金利低下	△699	
7	最大値	9,104	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
		8	自己資本の額

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、3,415百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。



# 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧

## < 単体ベースの開示項目 >

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	45
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	45
(3) 事業所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	34 ~ 40
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業概況	04
(2) 直近の5事業年度における 主要な事業の状況を示す指標	04
1 経常収益	04
2 経常利益または経常損失	04
3 当期純利益または当期純損失	04
4 出資総額及び出資総口数	04
5 純資産額	04
6 総資産額	04
7 預金積金残高	04
8 貸出金残高	04
9 有価証券残高	04
10 単体自己資本比率	04
11 出資に対する配当金	04
12 職員数	04
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
1 主要な業務の状況を示す指標	
1. 業務粗利益及び業務粗利益率	56
2. 資金運用収支、役員取引等収支、 及びその他業務収支	56
3. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び利鞘	56
4. 受取利息及び支払利息の増減	56
5. 総資産経常利益率	57
6. 総資産当期純利益率	57
2 預金に関する指標	
1. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	57
2. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	57
3 貸出金等に関する指標	
1. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	58
2. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	58
3. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	58
4. 用途別の貸出金残高	58
5. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	59
6. 預貸率の期末値及び期中平均値	58
4 有価証券に関する指標	
1. 商品有価証券の種類別の平均残高	60
2. 有価証券の種類別の平均残高	60
3. 預証率の期末値及び期中平均値	60
4. 有価証券の種類別残存期間別残高	60
4. 金庫の事業運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	26・27
(2) 法令遵守の体制	25

5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	50 ~ 53
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
1 破綻先債権に該当する貸出金	16
2 延滞債権に該当する貸出金	16
3 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	16
4 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	16
(3) 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が定める事項	64 ~ 74
(4) 次に掲げるものに関する取得価格または契約価額、 時価及び評価損益	
1 有価証券	61
2 金銭の信託	62
3 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引等)	62
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
(6) 貸出金償却の額	59
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	53
6. 報酬等に関する事項であつて、金庫の業務の運営または財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定 めるもの	63

## < 金融再生法に基づく開示項目(第7条による規定) >

資産査定公表(金融再生法に基づく開示債権額)	17
------------------------	----

## < 連結ベースの開示項目 >

当金庫は、連結対象の会社がございますので、連結情報は記載しておりません。

## < その他の開示項目 >

概況、経営に関する事項	
経営理念	表紙裏
ごあいさつ	01
会員数	04
総代会制度	14・15
その他業務に関する事項	
商品一覧	34 ~ 40
手数料一覧	41 ~ 44
その他の事項	
しんきんと地域社会	06・07
トピックス	08 ~ 10
しんきんローンセンター	11
環境に対する取組み	12
当金庫のあゆみ	13
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための 取組状況	18 ~ 20
金融円滑化に向けた取組み	21・22
取引時確認の取組み	23
内部管理基本方針	24
個人情報の保護	28
反社会的勢力に対する基本方針	29
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	30・31
店舗網のご案内	46・47
信金中央金庫のご紹介	48
退職給付会計に関する開示	62

# REPORT 2019

## 上田信用金庫

〒386-0014 長野県上田市材木町1丁目17番12号  
TEL: 0268-22-6260  
<http://www.ueda-shinkin.jp/>  
E-mail: shinkin@ueda.ne.jp